

第三章 明治時代の郷土

第一節 地租改正と郷土

地租改正 官軍の奥州征討が片付き、抗戦した諸藩の処分も暮れに決まって、明けた一八六九年（明治二）四月のことである。

制度寮の役人である神田孝平は、かねてからの考えである「税法改革之義」を公儀所に建議した。それは、

「(1) 土地売買の自由化

(2) 地価に応じた一定比率の現金納による地租」
を内容とするものであった。

しかし、公儀所は、預かりおくというだけで、その後、この案が採りあげられるのか、採りあげられないのか、何の音沙汰もない。

孝平は、翌年（一八七〇年＝明治三）六月、想をねり直して重ねて「田租改革建議」を集議院に提出した。

その内容の骨子は、前年、公儀所に提出した案とはほぼ同一のものである。

ほどなくして、同年九月、民部省は、孝平の案を採用したのかどうか、はつきりしないが、「土地売買の自由化、金納地租」を「省議」として提案することになる。

これよりさき、一八六八年（慶応四）八月、政府は、とりあえず諸制度については、一两年は旧慣によると布令した。租税についてもしかりである。

旧幕時代の租税は千差万別で、正租である米納についても「検見取」あり、「定免」あり、また、その「厘付」（税率）も一定でなく、「小物成」などの雑税に至っては、さまざまなものが課税対象とされていた。

「宮谷県」が旧幕府から引き継いだ雑税目をあげてみよう。

「入海税、浜地税、打網引網税、蔵地税、河岸揚免許税、鯉漁税、問屋税、小漁税、葭葦直竹税、藻草税、灰焼税、肥揚場税、蒲真菰税、野税、八手網税、鰯網税、鮮買税、干鰯小買税、官林下草税、升壳酒税、荷物積受税、校油税、渡船場税、質屋除税、鰯小買税、地引網税、酒小売渡世税、林場税、沼税、沼井税、栗山川通船税、塩税」

これらは、旧幕時代の「小物成」「冥加」「野銭・山銭」などであったものである。

そのほか、地頭の私税的な「縄代、大豆代、竹筴・梅干代、鰯菜代、粽、薯蕷、柿渋代、飼馬料」などがあつた。

正租には、付加税的な「延米・口米」があり、その納量もまちまちであった。

地租改正前までは、旧法によって租税を徴収したが、前述のように村々によってまちまちであり、内容も非常に複雑で、その把握に困難をしたようで、「木更津県史」にはつぎのように述べている。

「本県管下安房上総兩州ノ地タル旧藩封及ビ旧旗^{はたもと}下^{しも}采地^{さいち}等大牙錯綜^{おほはば}隨テ租稅ノ方法悉ク殊異アリ而シテ從來田畑ノ等位石盛^{いしき}、分明^{ぶんめい}ナラズ。石高反別等詳ナラザルモノ多ク或ハ小物成高、余高、見取高ノ稱ヲ以テ本高ニ結^{むす}ヒ其ノ原田ヲ知ラズシテ收租スルアリ。荒地引方ノ如キニ至テハ名実^{なみじ}難^{がた}スルモノアリ。又従前正租雜稅諸掛^{しよかけ}リ物ノ分チナク一途ニ收納シ其ノ区別の容易ニ弁ズル能ハズ……其他用捨救助等ノ名儀ヲ以テ納額中ヨリ直ニ除去シ或ハ俵詰^{はつせつ}欠減^{けつげん}ノ余荷^{あかり}米トシテ陰^{こもり}ニ納額^{なうがく}ヘ差加^{さか}ヘ徵納スルアリ。其法千差万別ナリ是畢竟^{しやうじやう}小給所地頭等連年旧習ノ然ラシムル所ニシテ……」

このように、村々によって税率や税目が異なり、租税負担の軽重があることは、近代統一国家として許されるべきことでない。近代統一国家の税法は、画一かつ均整のものでなければならないのである。

同年十二月に大蔵省は、国の歳入歳出の事項に言及して

「全国ノ租稅ヲ收入シテ以テ政府凡百ノ費用ニ供充スルハ即チ字内ノ公表ニシテ國權一ニ帰シ国力一ニ合シ……」と建議した。

近代統一国家として種々の施策を進めるには、まず、先進諸国と同様歳入歳出の予算を定め、計画的・能率的に財政を運営する必要がある。

しかして、将来収入の主要部分を占めるべきはずの地租が、旧制のごとく物納制をとるならば、

1、政府は、これを売却して収入とするので、年々の豊凶や米相場の推移による大巾な変動を免れることはできない。

したがって、収入は不安定な状態にあり、しかも、商品経済に移行し始めている現状にそぐわない。

2、物納の場合では、毎年検見して貢米を定め、これを輸送し、あるいは収納し、保管し、さらに売却するに至るまでに要する人的、物的経費は莫大なものとなる。

3、政府米の大量売却が、米相場に与える影響が大きい。
などが予想される。

このようなことから、明治政府は、先進諸国のように商品貨幣経済社会に対応し、かつ、近代的合理的な「金納」を採用して行くのである。

しかし、地租の改正を断行するには大きな障害があった。

一八七〇年（明治三）の統計を見ると、全国の田地約三、〇〇〇万石のうち、旧幕直領とその後の新政府接收分を合わせた約八〇〇万石が政府直轄の府県管轄で、残余の約二、二〇〇万石は、いまだ列藩の管轄下であり、旧藩主が藩知事として実権を握っており、実質的な統一国家ではなかったことである。

地租改正案は、民部省の匱底（はこのそこ）深く収められ、その日のくるのを待つのみであった。

これは、ひとり税制だけでなく、旧米の陋習（ろうしゅう）を打破するには、名実ともに統一された国家構造を必要とすることは自明の理である。

大久保利通日記七月一二日の条に

「今日ノママニテ瓦解センヨリハムシロ大英断ニデテ瓦解シタシタランニ如カズ。ヨッテ大事ノ成ルヲ目的トシテ小事ヲ問ワズ。」

とあるように木戸孝允・大久保利通・西郷隆盛・山県有朋らは、密議をこらして廃藩置県を執行する機をう

かがっていた。

一八七一年（明治四）七月一日、親兵一万が動員されたなかで電光石火のうちに、廃藩置県が断行された。

諸藩の知事は、包圍した軍隊の力に圧倒されて、不平を述べる氣力もなかったという。

この廃藩置県を契機として、「万事」は水の流れるように「一新」へと進んで行く。

同年九月、大蔵省租税権頭松方正義（一八三五—一九二四）は、

「1 田畑作物の自由。

2 土地売買譲与の自由。

3 土地所有権者に地券を交付して所有権を國家が確認する。

4 地価を定めて、地価にしたがい租額を定める。」

ことを建議した。

後世、地租改正の功労者は、この松方正義と後述の陸奥宗光（一八四四—一九七）の二人とされ、真の発議者である神田孝平は下級官吏であったためか、なぜかその名は残っていない。

大蔵卿大久保利通と大蔵大輔井上馨は、この松方の建議をとりあげ、正式に「地所売買放禁、分一收税法施設の儀正院伺」を提出した。

こうして、地租改正は、政府の方針として決定されることになる。

そして、地租改正に踏み切る前提条件として、神田や松方が指摘したように、旧幕時代から引き続いてい

る農地処分利用上の諸制限を解除する必要があった。

農地処分利用上

旧幕時代には、農地に対する種々の束縛があった。

の諸制限の解除

第一には、一六四三年（寛政二〇）に布令された農地の永代売買の禁止である。これ

は、富裕百姓による土地集積と貧窮百姓の転落を防止し、生産活動の維持、すなわち、租税の確保に障害をきたさないようになされたものであるが、永代売買（永代売切り）という形をとらず、質地または請け戻すという「返り証」をつけた一時的売買（年季売り）の型式での売買が横行し、富裕百姓の土地集積は流質の形で着々と行われた。

特に、享保（享保元、一七一五年）以降はその刑罰を軽減したり、これらに対する犯罪捜査も積極的になかったもので、後には堂々と「譲渡し申田地証文の事」というものまであらわれ、この禁止令は全く形骸化してしまった。

これは、各家文書に見られるように土地売買の理由が、ほとんど「御年貢御上納ニ差支」とあるので、これを積極的に禁止すれば、租税の滞納を招くおそれがあったからであろう。

明治政府は、一八七二年（明治五）二月一五日太政官布告第二〇号によって地所永代売買の禁止を解除した。

第二は、分地制限である。

これは、土地所有の零細化を防ぐ目的で、一六七三年（寛文一三）に触れられたもので名主は高二〇石以上、百姓は高一〇石以上の所有者でなければ分地を禁じた。その後、一七一三年（正徳三）、一七二二年（享

保六、一七二二年（享保七）、一七五九年（宝暦九）にたびたび布令して、その徹底に努めている。

当時の百姓は、高一〇石以上を所有することは極めて少なく、この禁令は大多数の百姓を対象としたものであったわけである。これも永代売買禁止令の解除とともに解除されたと見られる。

その第三は、作付・地目変換の制限である。

これは、田畑から生ずる租税収入を確保するため、本田畑に対し作付作物の種類を制限したり、田畑をみだりに屋敷にすることを禁じた。「小川家文書」にも一例が見られる。この制限も一八七一年（明治四）九月七日解除され、勝手作りができるようになった。

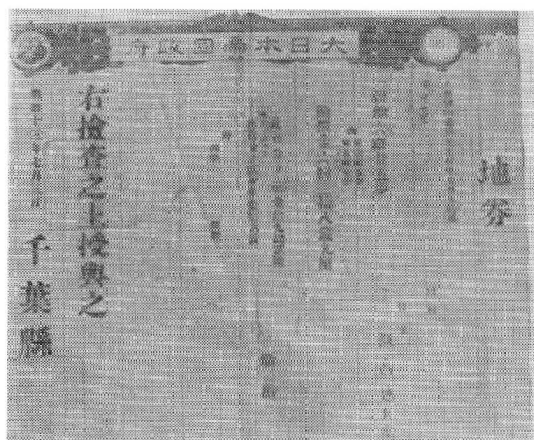
このように、新しい租税制度への前提として一八七二年（明治五）までには、これらの制限はことごとく撤廃されるに至ったのである。

地券の発行

つづいて政府は、松方の建議の三条すなわち、地券の発行を実施にうつす。

一八七一年（明治四）一月二七日手始めとして、東京府下に地券を発行し（写131参照）、地租を課税する旨の予告が出され、翌一八七二年（明治五）一月には、東京府下に「地券発行地租収納規則」を達し、同年二月一〇日から地券を発行させている。

前述の土地売買解禁の時期は、この地券発行とタイミングを



写131 地券 飯高家文書



帳寄名 132 写

合わせたものであろう。

そして七月四日、大蔵省は全国一般に地券を交付するよう達することになる。

各府県に「地所売買譲渡に付地券渡方規則」を示して、地所の売買譲渡には、「地券の受け渡し」を義務付けた。

地券は、一方では土地の所有権を表示する意義をもつかわら、他方では、地租収納のための納税義務を確定する意味をも

つものである。地券の発行は、土地登記法の制定（一八八七年（明治二〇））まで続くが、特に一八七二年（明治五）に初めて発行されたものを「壬申」の年にちなんで「壬申地券」といっている。

この「壬申地券」は旧幕時代からの「検地帳」・「名寄帳」（写132参照）に基づいて作成されたが、地租改正後は、「土地台帳」によって発行されている。

土地売買禁止令の解除は、富農の土地集積を円滑化する作用を果し、多くの小地主の発生を促すこととなった。

また、地券発行時に、質地あるいは返り証づきの土地を質入主に無断で自分名義にしたり、所有権の判然としない土地や部落有地に対して、自己の所有を主張し、これを横領した例もあったようである。

地租改正 この年の五月、神奈川県令陸奥宗光は、「地租改正建議」を政府に提出した。
条例の公布 内容的には従来ものを具体化し、さらに発展させたものである。この一事で、陸奥は一

第三章 明治時代の郷土

表116 中央財政一般会計歳入歳出内訳（抄）

単位 千円

年 度 (4月～ 3月)	国税総額 (A)	うち地 租総額 (B)	$\frac{B}{A} \times 100$	歳出総額	皇室費	年金恩給	行政費	軍事費	国債費
1876 明治 9	48,833	43,023	88.1	59,308	947	17,736	25,346	10,329	4,956
1877 " 10	47,041	39,450	83.9	48,428	909	253	21,289	9,203	16,774
1878 " 11	50,458	40,454	80.2	60,941	1,320	1,452	22,280	9,249	26,640
1879 " 12	54,370	42,112	77.5	60,317	1,207	1,222	24,882	11,257	21,749
1880 " 13	53,839	42,346	78.7	63,142	1,207	524	26,982	12,009	22,420
1881 " 14	60,016	43,274	72.1	71,460	2,436	487	28,938	11,852	27,747
1882 " 15	66,125	43,342	65.5	73,480	2,236	707	34,713	12,410	23,414
1883 " 16	65,386	43,537	66.6	83,106	2,763	485	32,006	19,194	28,658
1884 " 17	65,055	43,425	66.8	76,663	2,856	434	36,067	17,487	19,819
1885 " 18	50,982	43,303	84.4	61,115	2,297	334	28,877	15,512	14,101

日本近代史辞典「統計」の部から

租税制の權威として大蔵省に迎えられ
ることになり、以後租税権頭の地位で
松方とともに地租改正に携わることにな
る。後の陸奥の立身出世の端緒とな
った。

一八七二年（明治五）七月二五日、租
税寮内に地租改正局が置かれ、地租改
正条例、規則の立案にあたった。

近代国家において、歳入歳出予算主
義が不可欠の要件であることは前に述
べたが、一八七三年（明治六）はじめて
歳入歳出見込会表を^{せいのひょう}発表している。

参考として一八七六年（明治九）から
一八八五（明治一八）までの中央財政一
般会計歳出内訳および歳入中の国税と
地租の關係を示す（表116参照）。

これよりさき、一八六八年（明治元）

四月二七日に、府藩県に対して「五か年間の租税平均額及び諸経費の上申」を命じている。これは旧法による租税収入額の全国集計額を知るためのものであらう。

当町でも、同年「御尋につき書き上げ奉り候」という文書で、片貝村から柴山役所に旧地頭別租税明細を差し出している。これらは明治初期における歳入歳出を予定するうえの資料となったばかりでなく、後に地租税率をあらかじめ一〇〇分の三と決めさせる要素となったことは疑いない。

また、永い間貢租の物納慣習が身についた農民を……（一部には石代買納の制もあるはあったが）金納に馴れさせるために、一八七〇年（明治三）七月二四日に田方の地租は米納、畑方は石代納、すなわち金納とすることを定め、一八七一年（明治四）五月には一定条件で田年貢代納を認めた。一八七二年（明治五）八月になると、無条件任意に納税者が金納を選択できるようにした。

このことは、「田畑勝手づくり」の布告とともに、そのころ明治政府が奨励しはじめた「商品作物への転換」を助長させた。

一八七二年（明治五）九月、地価取調規則を制定して府県に達し、地券発行の際、地券に記載する地価の決定技法を統一的に示した。この技法は、地租改正による地価決定に大きな影響を与えた。

地租改正条例および規則の原案は、一八七三年（明治六）五月に成案を得、ただちに大蔵省事務総裁大隈重信^{大隈重信}によって太政官正院に提出され、その承認を得た。

同年八月四日の全国地方長官会議に、この地租改正案が討議され、全国画一の金納制について全会一致の賛成を得ることとなる。そして一八七三年（明治六）七月二八日、地租改正条例および規則が布告される。

この太政官布告（第二百七十二号）には、天皇の「上諭」が附してある。

「上諭」

朕惟フニ租税ハ国ノ大事人民休戚ノ係ル所ナリ従前其法一ナラス寛苛輕重寧ネ其平ヲ得ス仍テ之ヲ改正セシメント欲シ乃チ所司ノ詳議ヲ採リ地方官ノ衆論ヲ尽シ更ニ内閣諸臣ト并論裁定シ之ヲ公平西一ニ帰セシメ地租改正法ヲ頒布ス庶希クハ賦ニ厚薄ノ弊ナク民ニ勞逸ノ偏ナカラシメン
主者奉行セヨ

明治六年七月廿八日

これは、「この地租改正が数百年来の旧習を『一洗』する一大事業であるとともに、近代的中央集権国家の財政基盤として、不可欠な統一的租税制度の確立であったから、天皇に上申して徴兵令と同じく詔勅をもって頒布せられることになった。」としている説もあるが、筆者はつぎのことを指摘したい。

表117は、一八六八年（慶応三）から一八七三年（明治六）までにおける「農民一揆」「騒乱」「テロ事件」などの一覧である（表117参照）。

表 117 農民一揆、騒擾、テロ事件一覧（一八六七～一八七三） 田村作成

年	月	日	記	事
一八六七 慶応三	一 二 八 〇			。信州・讃岐・備後に一揆。 。野州・伊勢・日向に農民一揆。 。名古屋地方に「ええじやないか」起る。翌月、東海・江戸・京畿その他一円に拡大。 。岩城・信濃に農民一揆。

第一節 地租改正と郷土

明治 元	明治 二	一八六九
一 三 三 六 〇 〇 二	一 一 二 二 六 八 九 〇	一 一 二 二 六 八 九 〇
二八	五	二七
。島原・九亀・播州に一揆。 。神仏混交を禁止以後全国に排仏毀釈運動起る。 。信州佐久郡から上野・武蔵に世直し一揆。 。岩村田・松江に農民一揆。 。江戸鎮台府、近傍諸藩に農民一揆鎮圧を命ずる。 。越後西蒲原郡の大うちこわし。 。京都府下人民告諭を発す。 。会津耶麻郡・北会津郡大沼郡などに農民一揆。 。岩代・越後に世直し土地台帳・人別帳を焼く。 。鶴田藩・三河県に農民一揆。	。横井小楠暗殺される。 。新潟府・仙台藩に農民一揆。 。奥羽人民告諭発す。 。新発田領南部領に一揆。 。高山県に「山の民」一揆起る。 。福江藩、広瀬藩、岡藩、笠松藩、松江藩、長崎県飯田藩に農民一揆。 。高崎藩・郡上藩・延岡藩・甲府県・上田藩に農民一揆。 。大村益次郎襲われて重傷。 。越中新川郡「ばんとり騒動」二万人蜂起土地台帳を焼く。 。山口藩で諸隊反乱。 。信州松代で一揆（買納率の改善、不換紙幣の回収） 。甲府県・三田藩・鶴田藩・島原藩・篠山藩に農民一揆。 。高遠藩・兵部県、大垣藩・山口藩・名古屋藩などに農民一揆。	

報告している。

土屋翁たかお維は、『明治初年農民騒擾録』に元年九月から末まで六件、二年中に四二件の大小一揆があつたと

1083

このうち、一八六七年（慶応三）から一八六八年（慶応四）にかけての一揆は、封建的圧制にあえぐ農民が自壊作用を起こしている徳川幕府の権力に反抗したものであり、それ以後の東北における一揆は、戦乱による荒廃と困窮によるものと見られるが、一八六八年（明治元）江戸が東京と改称され、明治新政府が誕生し活動しはじめた後も依然として一揆は続発している。

このことは、つぎのように解さなければならないだろう。

一八六七年（慶応三）二月九日、京都小御所で王政復古の宣言がなされる。そのなかで、

「旧弊御一洗ニ付……貴賤ニ拘ラズ忌憚ナク献言致スベク、人材登庸ハ第一ノ御急務ニ候故……近年物価格外ニ騰貴、如何トモスベカラザル勢、富者ハマスマス富ヲ累ネ、貧者ハマスマス貧窮ニ至リ候趣。ヒッキウ政令不正ヨリ致ス所、民ハ王者ノ大宝、百年一新ノオリカラ……」

と述べられ、翌年三月一日仰せ出されたいわゆる「五か条の御誓文」には、

「……万機公論ニ決スヘシ、上下心ヲ一ニシ……
……万民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ……
旧来ノ陋習ヲ破リ……」

とある。

これらの文言は、多年の搾取に苦しんでいる庶民にとって、王政復古、御一新はやっと巡り逢えた希望であつたわけである。

それが国中の世論となつて、倒幕に力をかしたことはいうまでもない。この時代、民心は新政府に密着し



写133 太政官札

ていたのである。

ところが、現実にはどうであつたろうか。五か条の御誓文と同時に掲示された「五^ご榜^{ばう}」の内容は、むしろ旧来の陋習を忠実に踏襲する意味のものであつたし、前述したように、一八六八年（慶応四）八月の旧慣による旨の布令は、当分の間、旧来の収奪から逃がられないことを通告したもので、庶民は絶望の淵に立たされたといつても過言ではない。

その上、内戦による農村の疲弊、戦費調達のための悪貨、賈^が貨^かの発行が窮乏をさらに倍加させた。

特に、一八六八年（慶応四）五月一日から発行された太政官札は（写133参照）、一八六九年（明治二）五月までに、その発券高四、八〇〇万両に達した。そして不換紙幣^{ふかんしへい}のため、実質的な貨幣価値は貨幣一〇〇に對し、太政官札三〇までになったといわれる。

政府は、この太政官札の通用を強制したので、当時の主たる商品の生産者である農民と、その流通中継者である地方小商人は手痛い打撃をうけることになった。

一方、大商業資本は、いち早く徳川幕府の凋落^{しょうらく}を察すると、手のうらを返すように新政府支持にまわり、新政府もまた、三都（東京、大阪、京都）の豪商から資金を調達した。その額は、一八六八年（明治元）中だけで三四八万両にのぼった。その年の政府の通常歳入三六六万両に比較すれば、いかに巨額なものであるか判ると思う。

一八六九年（明治二）二月には、通商司が設置されると全国の商品流通は、大資本の翼下に収められるようになる。

このようにして、政府と大商業資本の癒着は次第に強固なものになって行き、後に官物払い下げなどで種々の事件を起こすことになって行く。

そういう中であって、政府高官は高給をむさぼり、広大な邸宅を構え、贅沢をつくした生活を送っていた。

ことに、会計官大隈重信などは、職掌を利用して三井組などと結び逸樂（れいらく）（気楽なたのしみ）をたのしみした最たるものといわれる。

長州の足輕クラスの上であつた山県有朋は、西南戦争後、目白の高台に一万八千坪の敷地を擁し、数寄をこらした庭園をもつ椿山莊を建て、大名気取りであつたという。

そして、扶持から離れた下級士族の困窮や重税に苦しむ農民の窮迫には、あまり気にもとめないようであつた。

このようになっては、当初、新政府に寄せられた民意は、急速に離反して行き、各地に一揆・騒乱が起ることになってしまった。

一八七二年（明治五）ごろには、政府と民衆の間に大きな亀裂が生じ、民権運動も目を追って激しくなつて行く。

さらに「テロ」が横行した。

一八七三年（明治六）一月一〇日布告された徴兵令ですら、その当時、外敵の侵入に備えるためのものでなく、一揆・騒擾や民権運動の弾圧のものであったとみられる。

一八七二年（明治五）七月、西郷隆盛が近衛都督に就任した際送せられた「巡察参謀校職務」の二節に「後米、万一一揆ナド起ルトキハ……」とあり、一八七三年（明治六）一月四日、徴兵令の布告に際しての陸軍卿山県有朋の上奉文にも「是ニ於テカ兵制始メテ備アリ内ハ以テ草賊ヲ鎮圧シ、外ハ以テ対時ノ勢ヲ張ルニ足ル……」としており、鎮台の配置もむしろ対国内的配慮を重視したと見るべきである。

このように政府は、一揆・騒擾の統廃とその鎮圧に腐心していた。

こういう情勢のなかで、旧貢租と実質的に同様の内容をもつ地租改正条例が、単なる布告のみで実施に移し得たであろうか。

そこで、天皇の詔勅を上申し、天皇に対する庶民の信仰に近い感情を利用したと思われる。

一八六八年（明治元）九月二日、天皇は京都を発駕して一〇月一三日東京着、一二月二二日再び京都に還御されているが、この旅行に従うもの、輔相岩倉具視以下二、〇〇〇人の大パレードであったといわれ、往復の費用は七十七万八千両、沿道村々の孝子、節婦、老人罹災者に与えた金品は、総額一万一、三七〇両にのぼったという。

誰が演出したデモンストレーションかは知らないが、沿道の民衆は天皇を伏して拝み、随喜の涙を流し、効果は一〇〇パーセントにあがったのである。

そのほか、一八六八年（明治元）一〇月の「京都府下人民告諭」、一八六九年（明治二）二月の「奥羽ノ民告

諭、同年三月の「九州鎮撫總督諭告」などには、いずれも天皇を、

「天子様は、天照皇太神宮様の御子孫様にて、この世の始より日本の主にましまし……正一位稻荷も天子様が位をおゆるしになる」

のように神がかりして告諭しているし、数々のテロリストたちでさえ、もっぱら「君側の奸を斬る。」と天皇を例外において、政治責任は政府要路の高官にあるとしていた。

地租改正

明治政府が統一的租税制度を検討する場合において、租税収入の九三パーセントが年貢米条 例 および代金納年貢に占められていた旧法の税体系を一擲し、新しい構想のもとに進めてゆくことは、全く不可能であった。

一八七〇年（明治三）設置された工務省によって、官営の鉱工業施設がや々と稼動をはじめた段階で、ましてや資本主義的企業活動は未成熟であり、国内主要生産物は第一次産業の生産物であった時代でもあった。税務の建前からすると、課税の対象、客体の把握が全国という規模で容易なものといえ、一応台帳類が整備されている農地を主とした土地ということになろう。

地租改正条例と規則（これを一括して地租改正法といったようである。）の原文を示そう。

「第二百七十二号

今般地租改正ニ付旧米田畑貢納ノ法ハ悉皆相廃シ更ニ地券調査相済次第土地ノ代価ニ随ヒ百分ノ三ヲ以テ地租ト可相定旨被仰出候条改正ノ旨趣別紙条例ノ通可相心得且従前官庁并郡村入費等地所ニ課シ取立來候分ハ概テ地価ニ賦課可致尤其金高ハ本税金ノ三ヶ一ヨリ超過スベカラス候此旨布告候事

明治六年七月廿八日

太政大臣 三条 実美

地租改正条例

第一章

今般地租改正ノ儀ハ不容易事案ニ付實際ニ於テ反覆審按ノ上調査可致尤土地ニ依リ緩急難易ノ差別有之、各地方共一時改正難出来ハ勿論ニ付必シモ成功ノ速ナルヲ要セズ。詳密整理ノ見据相立候上ハ大藏省ヘ申立允許ヲ得ルノ後旧税法相廃シ新法施行イタシ候儀ト可相心得事

但一管内悉皆整理無之候共一郡一区調査済ノ部分ヨリ施行イタシ不苦候事

第二章

地租改正施行相成候上ハ土地ノ原価ニ随ヒ賦税致シ候ニ付以後假令豊熟ノ年ト雖モ増税不申付ハ勿論違作ノ年柄有之候トモ減租ノ儀一切不相成候事

第三章

天災ニ困リ地所変換致シ候節ハ災地点検ノ上損限ノ厚薄ニヨリ其年限リ免税又ハ起返ノ年限ヲ定メ年季中無税タルベキ事

第四章

地租改正ノ上ハ田畑ノ称ヲ廢シ總テ耕地ト相唱其餘牧場山林原野等ノ種類ハ其ノ名目ニ寄り何地ト可称事

第五章

家作有之一区ノ地ハ自今總テ宅地ト可相唱事

第六章

従前地租ノ儀ハ自ラ物品ノ税家屋ノ税等混濁致シ居候ニ付改正ニ当テハ判然区分シ地租ハ則地価ノ百分ノ二モ可相
定ノ如未タ物品等ノ諸税目興ラサルニヨリ先ツ以テ地価百分ノ三ヲ税額ニ相定候得共向後茶煙草材木其他ノ物品税追
々發行相成段入相増其收入額二百万円以上ニ至リ候節ハ地租改正相成候土地ニ限り其地租ニ右新税ノ増額ヲ割合地租
ハ終ニ百分ノ一ニ相成候迄漸次減少可致事

第七章

地租改正相成候迄ハ固ヨリ旧法据置ノ筈ニ付従前租税ノ甘苦ニ困リ苦情等申立候トモ格別偏重偏輕ノ者ニ無之分ハ一
切取上無之候条其旨可相心得尤候見ノ地ヲ定免ト成シ定免ノ地無余義願ニ困リ破免等ノ儀ハ終テ旧慣ノ通タルベキ
事

右之通相定候条詳細ノ儀ハ大蔵省ヨリ可相達事

明治六年七月

地租改正施行規則

第一則

今般地租改正被仰出候ニ付テハ兼テ相渡置候券面地価ノ儀旧米石盛ノ不同ト賃租ノ甘苦ニ寄り高低有之儀ニ付更ニ土
地一歳收價ノ作益ヲ見積各地ノ慣行ニ因リ何分の利ヲ以テ地価何程ト見込相立更ニ持主銘々ヨリ為申立當否検査ノ上
適當可相定事

第二則

最前地券渡済ノ地ハ地所ノ塵落等無之筈ニ候得共自然塵落又ハ残歩等ノ懸念有之候分強テ旧帳ニ廻ル時ハ地ノ広狭其
実ヲ失ヒ陰ニ地価ノ昂低ヲ為シ其當否ヲ候スルノ準拠無之候ニ付更ニ精覈ノ反別為申立候様可致事

第三則

郡村宅地等^{郡村宅地等}地価^{地価}難^難定^定場所^{場所}ハ其村^{其村}耕地^{耕地}ノ平均^{平均}又ハ隣村^{隣村}宅地^{宅地}ノ比較^{比較}ヲ以テ^{以テ}相定^{相定}候^候等^等可^可相心得^{相心得}事

第四則

山間^{山間}海岸^{海岸}其他^{其他}ノ宅地^{宅地}他^他ノ比較^{比較}無^無之地^{之地}地価^{地価}難^難定^定分^分一反^{一反}ニ付^{ニ付}拾錢^{拾錢}ヨリ^{ヨリ}不^不少^少税額^{税額}ヲ定^定其趣^{其趣}ヲ券^券面^面ニ可^可記載^{記載}事

第五則

郷藏^{郷藏}其外^{其外}学校^{学校}貧院^{貧院}ノ類^類是迄^{是迄}無^無税^税ノ地^地トイヘド^{トイヘド}モ人民^{人民}ノ共^共有^有スル者^者ハ宅地^{宅地}同様^{同様}可^可相心得^{相心得}事

第六則

一村^{一村}又ハ數村^{數村}總持^{總持}ノ山林^{山林}株場^{株場}等^等ノ公^公有^有地^地ハ總^總テ相^相当^当ノ地租^{地租}収入^{収入}ノ額^額相^相心得^{心得}飯^飯ニ地価^{地価}ヲ定^定メ規則^{規則}ノ通^通収^収税^税可^可致^致事

第七則

從前^{從前}一村^{一村}又ハ數村^{數村}ニテ貢租^{貢租}弁納^{弁納}致^致シ來^來候^候堤敷^{堤敷}道敷^{道敷}共有^{共有}墓^墓地^地等^等ノ類^類有^有之候^{之候}ハバ自^自今^今無^無税^税ニ相^相定^定候^候条^条其^其反^反別^別ノミ^ミ可^可申^申立^立事
但^但從前^{從前}持^持主^主有^有之^之分^分作^作德^德米^米一村^{一村}ヨリ^{ヨリ}償^償ヒ來^來候^候類^類ハ是迄^{是迄}ノ通^通據^據置^置候^候トモ又ハ一村^{一村}ニテ右^右地^地所^所買^買受^受候^候トモ相^相對^對次^次第^第タルヘ

キ事

第八則

海川^{海川}ノ附^附洲^洲湖^湖水^水経^経等^等ノ不^不定^定地^地或^或ハ試^試作^作ノ地^地所^所等^等反^反別^別確^確定^定無^無之^之分^分ハ何^何不^不定^定地^地凡^凡反^反別^別何^何程^程ト相^相記^記シ地^地価^{地価}相^相定^定規則^{規則}ノ通^通収^収税^税

可^可致^致事

第九則

總^總テ旧^旧米^米大^大繩^繩受^受ノ地^地所^所ハ現^現步^步調^調査^査ノ上^上地^地価^{地価}相^相定^定規則^{規則}ノ通^通収^収税^税可^可致^致事

但^但旧^旧米^米大^大繩^繩受^受ノ地^地所^所トイヘトモ不^不定^定ノ分^分ハ第^第八^八則^則ノ通^通タルヘキ事

第十則

郡テ年季ヲ定メ無税ノ積聞届置候荒地ノ儀ハ損害ノ厚薄ニ寄り更ニ起返スヘキ難易ヲ量リ年季ノ長短ヲ定メ年季中無代価ノ地券可相渡事

第十一則

池沼等ニテ持主有之水草其他ノ利潤アルモノハ相当ノ池沼代価ヲ定メ規則ノ通收税可致事

第十二則

新開場跡下年季中ノ分ハ其年季中無税ノ積相心得新開試作地反別何程ト相記無代価ノ券状可相渡事

第十三則

地価調査ノ儀ハ各庁ニ於テ適宜人員相当定災地ヘ派出致シ可取調事

第十四則

官員派出ノ上災地点檢可致就テハ持主銘々所持ノ地所一筆毎ニ反別并番号持主姓名相記シ献抗可建置可

第十五則

村方ヨリ差出候一筆限地価相当ナルトキハ兼テ相渡置候券状為差出更正ノ反別并地価ヲ券状ノ裏ニ相記可下渡事但券状裏書ノ上相渡候ニ付テハ別段手数料等收入ニ不及候事

第十六則

村方ヨリ差出候地価不相当ナルトキハ調査ノ儀申渡若心得違ノ者有之及理解候上尚不服ノ節ハ入札法ヲ可致事

第十七則

地券調査相済候ハ別紙雛形ノ通地稅表ヲ製シ施行以前租稅寮ヘ可差出事

雛形ハ追テ達スヘシ

右ノ通相違候事

明治六年七月

大蔵省事務総裁

参議 大隈重信

これを要約すれば

1、地租の税率は、当分地価の百分の三とする。これは、地上物品諸税を区分することが困難なためである。

2、その年の豊凶によって地租を増減しない。

3、金納とする。

4、地租は、土地所有者個人が納税義務者であるから、滞納しても連帯責任は問われないである。

通常考えられるのは、税率の決定は全国の地価総額と国家歳入の予定を比較して行なわれるべきもので、地価を決定しない以前に「百分の三」の税率を決めたことは、政府が諸資料によって全国の地価総額を予定していたことを意味する。

地租改正作業が進捗するとともに、村々の地価決定に対し果すなわち政府の強引な指導が表面化してくる。

「官員を派遣して点検させ」たり、「村々から差し出した地価が官の見積りと合致しないときは、再調査を命じ」たり、「納得しない者には了解を強制」し、さらに「不服を申し立てれば、入札で地価を定め」、ま

たは、「本人申し立ての代価で買上げる。」と恐喝している。

ともかく、表面上は村方が調査して地価を決定することになっているが、政府の子定した地価に達しなれば、採用許可にはならない仕組になっている。

地価の構成、決定の方法については、後に詳しく述べたい。

また、「豊凶によって税は増減しない」としているが、旧来の「定免法」ですら、收穫に三〇パーセント以上の違作があった場合には、村方からの願いによって「破免検見」をして、減税をした例もあり、これが全くないということになれば、長期的に見て実質増税である。

従来、「除地」(免租地)とされていた「郷蔵」敷地や「村総持」地(公有地)の「山野銭地」なども有租地に組み入れられ、「大縄場」も現歩調査によって「縄延び」、「隠地」が有租となり、このほか、旧法においては免租であつた自然の池沼(溜水池)とするため、田地を池沼としたものではないものでも、藻草その他の収益があるものについては、地価を定めて課税することになった。これは課税の範囲を拡張したものである。

地租改正 一八七五年(明治八)三月二四日、内務省・大蔵省両省管轄のもとに、大蔵省租税寮に地租
作業 改正事務局が設けられ、一八七六年(明治九)には、全国の田畑、宅地の地租改正作業がお

おむね終了し、一八八一年(明治十四)、山林・原野分も完了、同年六月三〇日に地租改正事務局が廃止されている。

千葉県においては、一八七三年(明治六)地押および地価取調方などの雛形をつけた「地租改正ニ付人民心得書」を制定し、地租改正事務局の許可を得て、第一一三号布告として各村々に配布し、改租作業の資料と

させた。

この心得書は、府県中最初のものであったという。

さらに、県庁租税課の中に地租改正掛をおき、一八七四年（明治七）からは地租改正取調世話役四人を専任して改正作業の促進にあたらしめた。

一八七五年（明治八）一〇月、県令柴原和は、各大区扱所に「けんちほうじょうもくろくたのこ県治方向地租改ノ事」を示し、

「地租改正ノ儀ハ明治六年七月告諭ヲ以テ被仰出タル通旧來偏重偏輕ノ租税ヲ公平均一ニナル良法タルハ勿論国家理財緊要ノ地ヲ成スル事ナルヲ以テむきこ和同首ニ御趣旨ヲ奉戴シ他府県ニ先タチ着手センコトヲ期シ」

と述べ、他府県に先がけて地租改正に着手しようとした。

まず、一八七三年（明治六）安房国について改正を实行しようとしたが、なかなか思うようにはたさ捗らず、やつと政府の完了期限の一八七六年（明治九）ごろになって、全国的に改租作業が始まったので、千葉県千葉県の改租作業もようやく軌道に乗ることとなる。

そして、各大区ごとに一か所ずつの地租改正事務取調所が設けられ、山武郡においては、当時の第八、第九大区臨時扱所があった東金町に置かれたようである。

本町を含め、上総・下総両国で実際に改租作業が始められたのは、一八七六年（明治九）一〇月ごろといわれている。

県下では、一八七八年（明治二）に田地宅地についての地租改正が完了した。

同年、県令柴原和から地租改正事務局総裁に提出した伺書に、「管内二、四九五か村ノ内二、四八四か村

第一節 地租改正と郷土

完了」と見えている。

山林・原野の地価決定は、特に困難があったようで一八八〇年（明治一三）一月に、「山林原野其他改租心得書」を、一〇月に「山林原野其他雑種地地位等級調理人民心得書」を公布し、促進をはかったのだ、ほどなく、山林・原野についても地租改正が完了することとなった。その結果は、表118のとおりであった。

村方の地租改正作業 各村々における地租改正作業は、おおむね、つぎの順序によって行われた。

- 1、官民有の区分の確立
- 2、地押丈量
- 3、地図の調整
- 4、地引帳の作成
- 5、地位等級の決定
- 地位等級表の作成
- 6、地価の決定
- 地価一筆限帳の作成
- 地価地租合計表の作成

表118 地租改正報告書

千葉県史所載「地租改正報告書」より		
改正前		135,676町歩
〃 後		184,960町歩
		36.6%増
地 価		50,291,822円
地 租	$\frac{3}{100}$	1,508,754円
旧租に比し		19.4%減

これらの事務を処理するため、県は村々に改租総代人、改租専務副戸長、改租事務係をおくことを指示している。この間の事情は、つぎに示す「議定書雛形」により判然とする。

「 議定書

何々村

地租改正ニ付テハ先般ヨリ深ク御告諭モ有之猶県官時々御派出之上御殿達ノ大事件ニ付村方事務掛農惣代選舉設立致すべき旨御達ニ付一統協議ノ上各何名選舉仕相頼候処相違無之候然上ハ地租改正費出金方并日勤等成功之法方相立左ニ連印ヲ以定書ス

一、地租改正器機整方 其他入費調合金決而逆支無之精々出金差出可申候事

一、村方草高ニ応シ至当之人足相懸其節苦情申立不動之者ハ其向御派出先エ御伺之上取斗可申候事

一、村吏之者ニテ人足相懸手配致シ当日之勤不動ヲ相糺シ可申候事

一、用掛事々懸ニテ番木打立候ハハ迅速配付遅刻致候ハハ至当之罰金差出シ可申候事

一、田畑十字縄宅組ニ付五人掛相勤可申候尤一日ニ付式租相立可申候事

但人足ノ儀ハ租ニ相当之人足分錢事務可致事

一、村方草高至当之人足相懸リ候節不動之者罰金貳拾五錢差出可申候事

一、金拾五錢役人日当

但シ当日不動之者罰金三拾錢

」

このうち、改租総代人は「地主総代人」ともいい、選挙によって選任した。総代人の定数はつぎのとおりである。

「一、反別五〇町歩以下三名、一〇〇町歩以下四名、一〇〇町歩をこえ三〇〇町歩までは、五〇町歩毎に一名増員、三〇〇町歩以上は一〇〇町歩毎に一名増員。」

二、自村他村を問わず、土地所有者は選挙権を有する。」

旧幕時代の高持百姓のみ選挙権、被選挙権があつたのである。

この総代人の職務は、つぎの資料を参照されたい。

資料 1

「一 誓約書

第一款

地主総代人ナル者ハ改租竣功ニ至ルマテ専ラ勤勉従事速ニ成功スルモノ要トスヘシ故ニ事故ナクシテ此職ヲ辞スヘカラサル事

第二款

総代人ハ総地主ノ依頼ヲ受ケ該事ヲ負担スルナレハ公平適當ヲ旨トシ苟モ輕重偏ナキ操イタスヘキ事

第三款

総地主タルモノハ大撰ヲ以総代人ヲ相定地位調査ヲ始メ苟モ改租ニ関スル事務悉ク皆委託スルナレハ総代人ニ於テ調査儀ニ付他日異議申問鋪事

第四款

総代人旅費日当等大区會議決議セシ通地主ニ於テ出金スヘキ事

第五款

改正調査ニ関スル人足其他総テ地主総代人ノ差圖任セ事務支障ヲ生セサル様可致事
資料 2

「 地主総代人誓約書

地主総代人之儀ハ村々総地主ヨリ委託ヲウケ地位等級調査ノ上一日モ欠クヘカラズシテ速ニ成功ヲ要スベキノ職務タリ依テ当組合ハ既ニ模範村等級檢了済ニ付テハ是迄御達ニ照抱シ成功御届申度一同協議之上左之通

第一条 地主総代人等級調査ノ村方出頭ハ午前八時揃午後四時耕地引上ノ事

第二条 総代人事故病氣等ニ而出動差支候節ハ該村ノ用掛、事務掛ノ内ヘ依頼ヲ乞イ代人差出シ職務上怠ルヘカラス最モ新威、該組合ニ余儀無キ事有之候ハバ其旨調査場村方詰所ヘ午前十時限可届出事

第三条 総代人無断ニテ出動無之節ハ欠勤 購^{あがな}トシテ金拾五銭ツツ其本人ヨリ差出サセ、直ニ扱所ニテ取立ノ当日出ノ総代人各ニ配賦可致事

飯高家文書に第八大区、九、十小区の地主総代人用掛りの氏名が連記された文書があるので、次表に掲げる(表119参照)。

表 119

第八大区七番組合九小区			
四天木 邸	事務掛り兼	川 嶋 浅右エ門	南 今 泉 邸
地主總代人	用掛り	椎 名 孫兵エ	地主總代人
同	同	古 内 武兵エ	兼事務掛り
同	同	鬼 島 与兵治	用掛り
			北 今 泉 邸
			地主總代人
			兼事務掛り
			池 田 嘉兵エ
			内山八郎右エ門
			安 川 六左エ門
			内 山 六左エ門

第一節 地租改正と郷土

細草邸	地主總代人 兼事務掛り	内山三郎左エ門	第八大区	地租改正總代人	山本治左エ門
同	同	市東源右エ門	第七大区	副區長	斎藤四郎右エ門
下ヶ傍示邸	用掛り	佐久間茂左エ門	同	同	千葉省弥
事務掛り	事務掛り	秋葉権左エ門	宿村	區長	板倉宮次郎
地主總代人	地主總代人	吉田文左エ門	同	地主總代人	板倉胤臣
兼用掛り	兼用掛り		用掛り	用掛り	小倉弥左エ門
粟生村	地主總代人	丸重内	大沼邸	同	小倉伝兵エ
同	同	篠崎重吉	同	地主總代人	小川要右エ門
用掛り	用掛り	子安要五右エ門	事務掛り	事務掛り	行木定治郎
細屋敷邸	地主總代人	花沢伝兵エ	用掛り	用掛り	子安市左エ門
用掛り兼事	用掛り兼事	鈴木久兵エ	西野村	地主總代人	子安善左エ門
務掛り	務掛り		兼用懸り	兼用懸り	篠崎新一郎
不動堂村	地主總代人	鈴木治郎兵エ	同	同	斎藤伝兵エ
用掛り	用掛り	富塚四郎兵エ	同	同	秋原清右エ門
同	同	富塚伝左エ門	同	同	溝口又兵エ
真亀新田	用掛り	鈴木勘右エ門	藤下村	地主總代人	鈴木治郎左エ門
九小区	副戸長心得	市東与兵エ	同	用懸り	鈴木弥右エ門
同	同	斎藤四郎左エ門	下貝塚邸	地主總代人	斎藤清左エ門
戸長	戸長	片岡彦右エ門	用懸り	用懸り	赤養幸三郎
十小区	副戸長心得	飯高尚吉郎	真亀邸	地主總代人	中村七郎右エ門
同	同	小川逸作	事務掛り	事務掛り	中邸覚左エ門
戸長	戸長	佐久間東吉郎	用掛り	用掛り	中村作右エ門

とにかく、この地租改正という作業は、その昔、天正・文祿のころ、豊臣秀吉が全国的に行った、いわゆる「太閤検地」に匹敵、いやこれを上まわる大事業であった。

地押、丈量して地図を作成し、地位等級をきめて地価を決定するという作業には、ほとんど無経験に近い人々がこれに当らなければならなかったもので、一八七六年（明治九）から数年の間は、村々はこの地租改正に振りまわされていたといっても過言ではない。

測量機器を扱う商人は、時ならぬ商売に顔をほころばせ、久しく無聊をかこっていた地方の和算家たちは、時代の寵児（ちやうじ）としてもはやされた。

しかし、これに要する経費は莫大なものであった。

『千葉県史』によれば、県関係で八〇一万円、民費（村入用のこと）二、九〇九万円を要したと報告されている。

この村入用は、旧来のように「高割」となって農民に賦課されるのであるから、村々はいかに迅速にこの作業を完了させるかが、最大事項であった。

これらのことは、前掲の資料などにも散見されるが、片貝村の例を小川家の文書によって見ることにする。

どうしたら経費を節約できるかと四苦八苦している状況がよく判る。

「 定約証之事

今般（いま）地租改正被仰出候（いま）ニ付実地取調方并ニ諸入費等之義左之通取究候

一条

一、実施調方并ニ地価積リ之發偏頗無之公平ヲ要シ諸入費等可成丈減省可心掛候事

二条

一、事務掛ハ勿論用掛一同戮力勉勵速ニ成功可致事

三条

一、地因并ニ現歩取調方等担当之者ニ於テモ是迄従事セザル儀ニ付村内協議之上測量營業之者雇入候得共右ハ悉皆相
 付シ候而ハ多分之入費モ相嵩ニ付候修業之為二十日限り之義ニ付右日限中村吏ハ勿論有志之者無欠員立会熟知之上
 銘々ニ而成功可致事

但シ日限中ハ勿論成功相成候迄無故欠勤候者ハ一日金十五錢ツツ償怠金可差出候事

右之通確定候上ハ後日違乱為無之連印候 如件

また、

「秋取之後、境界明瞭田圃奔走便宜之時一層勉勵」

云々とあり、秋から冬にかけてかき入れ時であつた。

地租改正に要した経費の一端が判るので小川家文書を参考として掲げよう。

明治十五年八月

地租改正費立換取調簿

小川 貞吉

第三章 明治時代の郷土

記

明治十九年一月五日

一金貳拾五錢

東金町

多田屋にて

からす 大角

老枚 木筆

七本買代

立換

同 十一日

どふさ(硫酸銅のこと)

一金貳錢

篠崎店にて

買代立換

同

測量器械

一金五錢

破候ニ付拵代こしらへ

古川金兵エへ払

右同断

同 六日

改正君手前

一金六拾錢

市原熊吉方へ

看代ニ払 立換

第一節 地租改正と郷土

亥十二月三十一日

一金老円三拾銭

測量方額ニ行

費用熊吉へ渡

同断立換

三月十八日

一金三拾三銭三厘五毛

測量器械持

代鈴木源蔵殿へ渡

二月廿八日

一金三拾七銭

測量方同道ニテ

婦村之節入用

五厘

不足ニ相成熊吉

立換分同人江

相渡ス

官民境界
の決定

地租改正作業の前提として、官民境界を定めなければならない。

一八七四年（明治七）政府は、「改正地所名称區別」によって官民有区分の一般的標準を示し、翌一八七五年（明治八）に「地所処分仮規則」を公布して所有区分を判然とさせたが、またトラブルも少なくなかったようである。

民有地として証拠が不十分なために官有地に編入されてしまったり、山林原野でも入会地は、入会権だけを認めて官有地となった。こうして広大な土地が官有地（国有財産）となったのである。これらのことは後に、入会権にからむ国有林の払い下げ問題に根を残すことになった。

また、これとは反対に村持地を便宜上個人名で申告しておいたものが、結局個人となった土地も少なかった。

民地（社寺有地を含む）以外の土地は、すべて官有地であるという原則で、現在公園といわれる「一筆限字絵図」にある朱色の道路敷、水色の水路敷、ねずみ色の土揚げ敷、そのほか、河川敷、海岸白砂地などは、このとき官有地の区分に編入されたのである。

現在の県道一宮飯岡線から海岸までの地域は、旧幕時代納屋場地先の永納芝地で、地租改正時には官有地に編入されて改租未済地となり、明治中期、民間へ払い下げられるまで続いた。

「川島好雄家文書」によれば、西野村では官民区分の際、水路に土揚げ敷ありとする村方と、土揚げ敷なしとする個人との間に係争が起こり、裁判沙汰になった事実がある。内容については触れぬが、この事件によって西野村の村方文書のほとんどが、証拠資料として裁判所に提出され、そのままになって現在西野村関係の文書が少ない原因となった。

地押丈量

官民区分が明白になると、つぎに民地の実地測量が行われた。

まず、一筆ごとに村役人が「名寄帳」と照合しながら、字・地番・地目・地主氏名・面積を書き入れた「畝杭」を建てる。つぎに隣地の持主を立ち合わせ境界を確認し、目印の葉竹などを立て、こ

第一節 地租改正と郷土

れによって地押丈量じおしりょうりようするのである。

地押丈量について、つぎのような「飯高家文書」がある。

「(表紙) 明治九年一月 御用留 月番 飯 高 尚吉郎

①丙第拾八号

第三大区ヨリ第拾三大区迄

区 長
戸 長

実地調査心得書第拾貳条第拾五条左ノ通改正致シ候故此旨至急各村へ相達スベク此段相達候事

明治九(一八七六)年一月十四日

千葉県令 柴 原 和 代理

千葉県参事 岩 佐 為 春

第拾貳条

実地取調ノ上ハ畝杭ヘ字番号及更改反別持主名前等ヲ記載シ畢レバ離形ノ通地引帳ヲ取調地図一同差出直ニ官ノ検査ヲ受クベシ

第拾五条

道路河川堤塘等ハ実測スルニ及バズト雖耕地宅地其外接続スル地所トノ境界ヲ判然調査スベシ

但民有ノ用悪水路堤路塘敷及井溝敷等ハ本例ノ例ニアラズ

②別紙実地調査心得書御達相成候ニ付至急順達コレアリタク此段相達候也

明治九年一月廿四日

第八大区十小区振所

右村々用掛御中

③乙第拾号

区長

戸長

管内諸道幅ノ義定則コレナク各駅村其幅員ヲ異ニシ候ヨリ自然狹隘ヲ極メ候路線多コレアリ物貨ノ運搬人民來往ノ支障少ナカラズ候間当地租改正土地丈量之際ニ付道路等級部分ニ応シ取扱ケノ義其筋ヘ伺済ニ付実地点檢ノ上道幅改正着手致スベク候尚詳細ノ義ハ派出官員ヨリ相達スベク候条其意ヲ得区内人民ヘ漏レナク相達置不都合コレナキ様取計ライベク此段相達候事

明治九年一月二十日

千葉県

「地押丈量」とは、「実地測量」という意であつて、十字法・三斜法・分間帳法・四方繩張法などがあるが、十字法がもっとも行われたようである。

現在行われている平板測量は、図202 Aのように極座標(角AOXとOAの長さを求めて、点Aの位置を決める。)の原理を利用した方法であるが、「十字法」は同図Bのように直角座標(O'AとA'Aの長さを測つてA点の位置を決める。ただし、OXとA'Aは垂角に交わっている。)の原理を利用した方法である。

図203は、「徳川幕府県治要路」所載の「検地用具の図」であるが、十字法の器具であらう。実地測量に用いる器具と地図作成に用いる器具で、その使用上の区分に従つて対置させると次のように

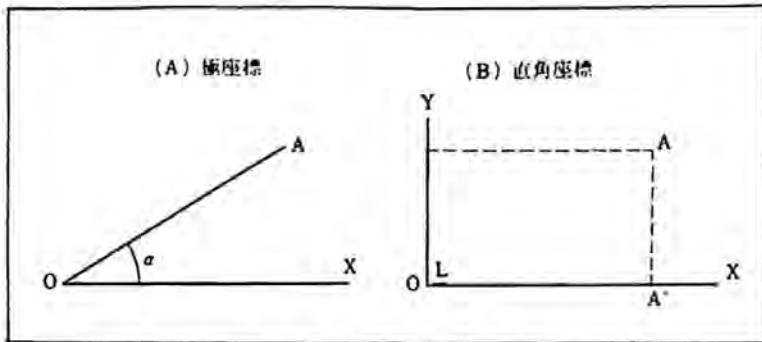


図202 極座標と直角座標の図



図203 検地要具各種(徳川幕府治要略より)

なる。

実地測量

小方儀

梵天竹・細見竹

水縄・間竿・尺杖

十字

地図作成

分度

針

定木・規(ぶんまわし)

矩(ものさし)

曲尺

「実地調査心得書」によれば、

地押丈量一組の作業員は「丈量図

引方」一人、「十字縄張」五人、

「梵天持」三人、「地引野帳方」一

人、計九人となっている。

それでは、これらの器具を使用

して、どのように地押丈量したか

考えて見よう。

図204は、甲乙二筆の土地の地押

丈量を示した。

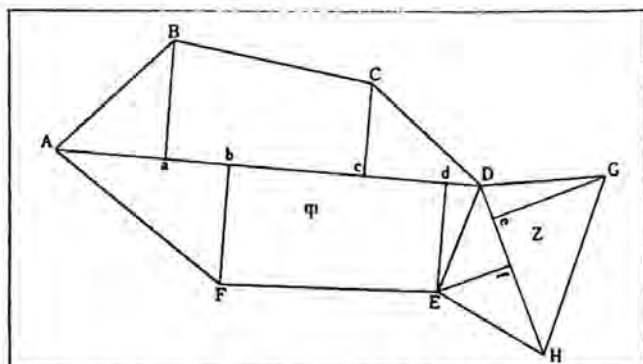


図204 十字法による地押丈量

まず、甲土地のAD点に「梵天持」が梵天竹を立て「十字繩張方」がA点からD点に水繩（間繩ともいう。）を張り、AD間の長さを測るとともに水繩を梵天竹に固定する。つぎに、十字の一方の溝をその水繩に沿わせてA点からB点の方向へ移動させる。B点に梵天竹を立て、B点から水繩を張り十字の他方の溝に沿わせてa点を見出した、水繩・間竿・尺杖などで、Aa間、Ba間の距離を測定する。これによってB点の位置が決定した。このようにして順次C、E、F点を決定する（図204参照）。

「地引野帳方」は、野帳に略図を書き、測定した長さをそれぞれ記帳する。

つづいて乙土地のH点に梵天竹を立て、D点に「小方儀」を置き、磁北とADとの角度および角ADHの角度をはかり野帳に記入し、つぎに、甲土地と同じ要領で乙土地のG・H・E点の位置を求める。

「丈量図引方」は、その野帳のデーターから地図を作成する。この場合、縮尺は曲尺一分を一間、すなわち、六百分の一とした。

このようにして一筆ごとの形状図を合わせて一字とし、さらに一村限図を作り、地引字図とともに官に提出した。

この地図にもとづいて、官員が現地に臨み、地主および惣代人を立ち会わせ、一筆ごとに畝杭と照合した。この照合は、もっぱら脱漏の発見であつて、形状・大きさの相違を調査したものではなかつたようである。

しかしながら、改租作業のうち最も労力と時間を費やしたものは、この地押丈量で、各村では便のよいところに会所を設け、関係者の出勤簿・日記帳を備えつけた。県吏は廻村の際、これらを検印したという。

片貝村の会所の標札が、現在でも中新田飯島喜一家に保存されている。

一筆ごとの面積を実際に計算したかどうか、資料が少ないので断定することはできないが、三斜を切つて計算した痕跡は今のところ見当たらない。

『千潟町史』に「入歩出歩等を見計らい、屈曲を平均して縦何間横何間と間敷を量り坪詰した。」とあり、旧慣の名寄帳の面積を全く無視することはできないので、許容限度以上の場合はともかく、前述の概算的な求積によって、ほぼ名寄帳面積に近いものであれば、名寄帳面積をそのまま決定したと考えたい。

現在、公図を三斜法によって求積しても台帳面積と合致しないのは、この辺に理由があるのではないだろうか。

こうして一筆ごとの面積が確定すると、更正されるものについて畝杭の面積を訂正した。

地図の調整

地図の調整について、その手順は前に述べたが、当時は細筆で墨書きするので大変な熟練を要した。そこで各村々では、地押丈量についてはもっぱら総代人・用掛りなどが技法を習得してこれに当たつたが、地図作成については測量に素養がある者、地図作成の経験者、和算家などに依

頼したようである。

片貝村の例を古文書によって示そう（小川家文書）。

① 記

一金拾円也

但シ地租改正ニ付
地図面 認料之内

右正ニ落掌候也

山辺部真亀邸

板井常吉 ㊦

明治八年十一月廿三日

同 前之内邸

山老 佐平次 ㊦

同 荒生村

板倉源右エ門 ㊦

片貝邸

用掛御中

② 為取替之証

一、今般地租改正ニ付地図整頓并現今反別計算之儀委託相成候ニ付左ニ確定仕候
一、図面之儀ハ御布告之通毎田井一村惣繪圖等調整可致事
但シ調整中都合ニ寄り村内ヲ測量候儀不苦候事

一、現今反別縦横取調之義地圖面上ニ於テ計算致ス候得共差支無之様可致事
 一、手数料之儀ハ現今反別老町歩ニ付金八拾七錢ニ取極候事
 右之通取極候上ハ万一官ノ検査ヲ請反別相違図上不都合ノ義有之候節ハ自費ヲ以テ仕直シ可申為後証之依テ
 如件
くだんごとし

明治八年十二月十一日

山辺郡真亀郷

桜井常吉 印

同郡 前之内郷

山老 佐平次 印

同郡 荒生郷

板倉源右エ門 印

第八大区二小区

片貝郷

事務掛

用掛 御中

このほか、飯島喜一家に片貝村全図が保存されているが、この地図に作成者の氏名がつぎのように記されている。

「紀元二千五百三十六年

千葉県管下第八大区拾弍小区

上総国山辺郡片貝村

明治九年七月 日

測量職

筑摩県管下第拾五大区四小区

信濃国諏訪郡宮川村高部耕地

四百八拾番地居住

平民

小林 一治

」

字切と字 前述したように一筆ごとの形状図をあわせて、「一筆限字絵図」を作成することになるが、
の 統 合 その前に字名と字の区域を決めておかなければならない。

改租完了後の各村（現在の大字）の「字」は、表120のとおりである。最近、農地の基盤整備事業が進み、新たに「字」の統合が行われているので敢えて掲げることにした。

柳田国男は、その著『地名考』の中で「現在字名として残っているものの数倍の地名があった。明治九年の地租改正の際、大きなものは分割し、小さなものは統合されたからである。」と述べている。

九十九里町における分割の例をあげれば、

真亀村における上鴻ノ渠・中鴻ノ渠・下鴻ノ渠

片貝村の南川間・北川間、北増と北増南

などは、それ以前鴻ノ渠であり、川間であり、北増であった。

事実、内山信雄家文書「宝暦九卯（一七五九）年七月田畑水帳覚」には「鴻ノ渠」「かうのす」とある。
 このような分割例は、他に数多く見られる。

表 120 九十九里町字名一覧

真					亀				
上	沼	下	上	下	上	沼	下	上	下
沼	田	沼	沼	野	上	鴻	上	沼	上
沼	沼	沼	沼	沼	上	鴻	上	沼	上
沼	沼	沼	沼	沼	上	鴻	上	沼	上

東	中	寺	寺	ウ	大	中	蛭	大	下	太	大	上	下	境	細	清	新	北
士	藏	上	上	ッ	村	鴻	川	下	鴻	兵	下	上	上	庭	入	四	畑	浜
川	藏	上	上	キ	西	ノ	川	下	ノ	衛	下	上	上	庭	入	四	畑	浜
境	藏	上	上	ク	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子

浜	細	諏	大	上	南	下	北	堀	諏	新	新	新	新	新	竜	古	北	南	浜
田	田	訪	坪	川	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島
田	田	訪	坪	川	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島
田	田	訪	坪	川	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島

真			新			田		
北	北	北	北	北	北	北	北	北
北	北	北	北	北	北	北	北	北
北	北	北	北	北	北	北	北	北
北	北	北	北	北	北	北	北	北

不			動			堂		
八	八	八	八	八	八	八	八	八
八	八	八	八	八	八	八	八	八
八	八	八	八	八	八	八	八	八
八	八	八	八	八	八	八	八	八

（田村調）

第三章 明治時代の郷土

七殺鶴西城南東四衛 生入之之之斗門 臥塚城地内下下時川	南西東入蒲向大鶴後上川川若清 浜平平江関代田代 道川川向沼野地時林妻端向城内
-----------------------------------	--

野	西
細凡中鶴大後三芝北新 新関番田割上田道羅	北堀古大横踏関京高田蟹竜南 野新新新大植新肩田堤前田野地 地込田溝道田肩田堤前田野地

塚	只	下	
宝列平申貝古塚沼源栗四宅南貝中北加 曆高申新浜新之生反之之之定 度入田田田田下訪界田坪前塚前前地	蒲入漁魚清向 沼江屋屋屋太夫内野		

下	藤	
東八関新横三定前長天関野腰関関大古勝松坊割 金幡下野大斗役之之後下中巻田方島根田中道田 道地脇田道時免田田後下中巻田方島根田中道田	蒲浜 魚 沼屋	

敷	屋	細	
房申米八後村外右今町浜向 新枚輪衛門耕 野田柏田田仲土川宮田道地	北沼蒲芝東浜八平細細坊 新浜通通脇川下谷野		

第一節 地租改正と郷土

下代若前水下関上原柳老上 代官官宮耕神原海海反 給給前田地道田野道内田沼	芝午卯下蒲平八廿仲塊諏 高高廿幡三夜新切訪 地入入問沼川前後田場前
--	---

生					粟				
南 卯 高 入	北 卯 高 入	蒲 屋 沼	納 屋 地	鯨 川	入 釜	北 田	蓮 川	南 田	平 川
中 沼	中 台	中 軒	中 軒	中 軒	中 軒	中 軒	中 軒	中 軒	中 軒
下 島	上 島	下 島	下 島	下 島	下 島	下 島	下 島	下 島	下 島
日 月	三 月	浜 地	新 地	北 地	北 地	北 地	北 地	北 地	北 地
入	入	入	入	入	入	入	入	入	入

下関	生荒	島	薄	沼	大	宿	
浜南 新 田原	蒲浜 新 沼田	蒲浜 新 沼田	平上 川り 新戸	蒲浜 申 沼田	南 丁 場	中 丁 場	井南北北南 台芝芝浜浜 内地地敷敷

貝					片				
北 中 新 田	弥 四 郎 向	納 屋 後	新 納 屋	南 新 納 屋	屋 形 新 田	中 堀 新 田	水 神 山	披 露 後	水 神 後
北 中 新 田	弥 四 郎 向	納 屋 後	新 納 屋	南 新 納 屋	屋 形 新 田	中 堀 新 田	水 神 山	披 露 後	水 神 後
北 中 新 田	弥 四 郎 向	納 屋 後	新 納 屋	南 新 納 屋	屋 形 新 田	中 堀 新 田	水 神 山	披 露 後	水 神 後
北 中 新 田	弥 四 郎 向	納 屋 後	新 納 屋	南 新 納 屋	屋 形 新 田	中 堀 新 田	水 神 山	披 露 後	水 神 後

浜川 下上	浜川 下上	下谷 下上	下谷 下上	下谷 下上	下谷 下上	下谷 下上	下谷 下上	中谷 下上	札立 下上	札立 下上	北中 下上	西中 下上	沼里 下上	中里 下上	中里 下上	耕海 下上	宮下 下上	南谷 下上	北谷 下上	南谷 下上	須原 下上
----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

第三章 明治時代の郷土

前里	前戸	木戸	井戸	北戸	鶴反	一斗	四新	北新	北新	南野	南野	南角	角見	北下	北下	北下	卯高	午高	新納	須原	西下	西下
里向	戸向	戸向	戸向	戸向	戸向	戸向	戸向	戸向	戸向	戸向	戸向	戸向	戸向	戸向	戸向	戸向	戸向	戸向	戸向	戸向	戸向	戸向

前釜	北東	中東	南下	浮沼	沼沼	沼沼	沼沼	沼沼	沼沼	沼沼	沼沼	沼沼	沼沼	沼沼	沼沼	沼沼	沼沼	沼沼	沼沼	沼沼	沼沼	沼沼
田前	田前	田前	田前	田前	田前	田前	田前	田前	田前	田前	田前	田前	田前	田前	田前	田前	田前	田前	田前	田前	田前	田前

生	荒	中	田
南中	南中	南中	南中
中苗	中苗	中苗	中苗
町代	町代	町代	町代

矢四	四五	三斗	三斗
斗斗	斗斗	斗斗	斗斗
止時	止時	止時	止時
斗斗	斗斗	斗斗	斗斗

関	小
荒麦	荒麦
場場	場場
南場	南場

第一節 地租改正と郷土

六斗蒔	諏松	高原	梅田	木戸	吹浦	埴田	三反町	八川前	八川南	茨川北	八川	上人	関芝	川端	宮ノ越	薬師堂	南七日市場	北七日市場	下タ川	前原	七日市場	小関前	荒場
-----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	----	----	----	----	-----	-----	-------	-------	-----	----	------	-----	----

水江	伊子坊	前田	本郷	鳥之	館下	本谷	関郷	関下	白幡内	浜芝	広野	申入	卯入	寅新田	寅新田	卯高入北	卯高入北	茶釜前	大繩場	城ノ内	蜷川	諏訪前
----	-----	----	----	----	----	----	----	----	-----	----	----	----	----	-----	-----	------	------	-----	-----	-----	----	-----

田										作													
山ノ下	南谷	地明	北沼	北沼	南沼	下谷	道ソ	木戸	田向	荒向	井向	下川	稲南	才雁	上南	荒場	新地	中田	上宮之	上後	浅間	宮之	宮脇

南川埴	北川埴	北納屋	南納屋	広尾	広岸	南岸	中岸	北納屋	浜野	竜神	神台	稗田	稗田	山田	源訪	芳立	南後	南川	津堀	古川	堀川	下谷	雁満
-----	-----	-----	-----	----	----	----	----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

																						亥
																						高

第三章 明治時代の郷土

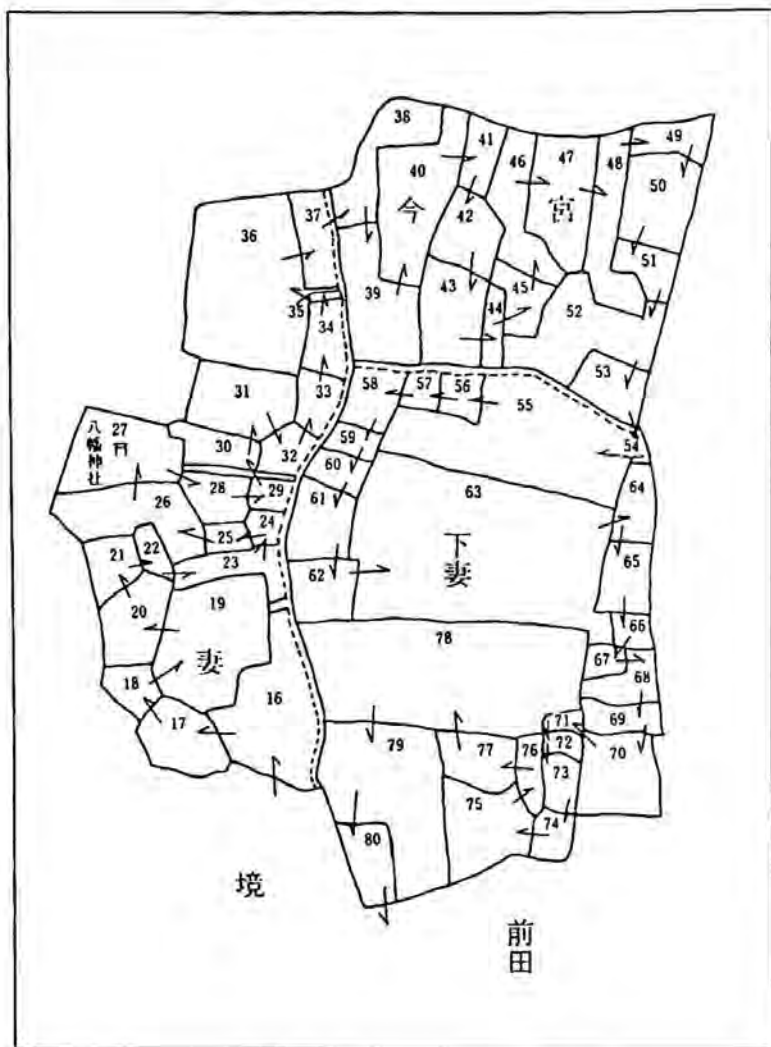


図205 大字不動堂字妻、今宮、下妻地番図 豊海町土地宝典より田村作図

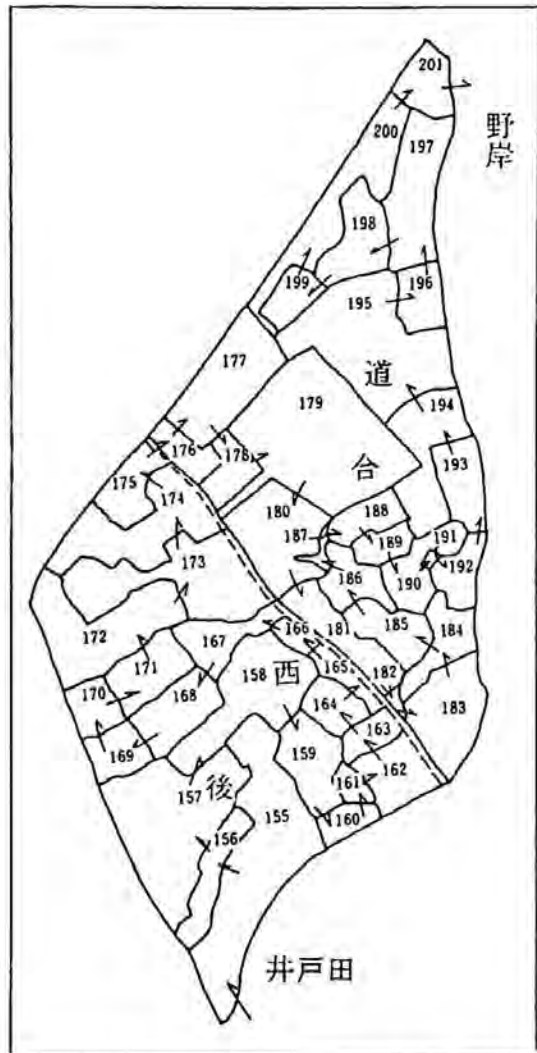


図206 大字田中荒生字西ノ後、道合地番図
片貝町土地宝典より田村作図

統合されて地名が現在まで伝えられていない例については、各家文書にこれもまた多数見受けられる。
一例として、古川陽家文書「天保十二丑年二月、城之内下作控」じょうのうちにしたきには、つぎのような地名が記されている。
「下新地」「天神前」「関根屋敷」「神明前」「観音堂向」「堀込」などである。列挙すればきりがないのでこの程度にとどめておく。

「一筆限字絵図」を「字切図」あきぎりずとして「字絵図が最大の規格の用紙におさまらない場合分割したので、字

切図という。」という説もあるが、筆者は「あざきりず」は「字限図」で「一字ごとに作られた絵図」と解している。

ちなみに、現在九十九里町役場保管の「一筆限字絵図」のうち、最大なものは、縦横それぞれ六〇センチメートルである。

地番付け

絵図が一字ごとに作られているので、地番は各村とも村のはじめの字のうち、さらにはじの土地を一番地とし、順次一字の土地に地番をふり、そして隣接するつぎの字に移してい

った。一番地は大体村の北隅、西隅が多い。

その事例を図205及び図206に示した。

図205は、不動堂村の字妻、今宮、下妻の地番図である。字境の最終地番が一五番で、字妻は一六番からふられている。図で見られるように隣接した地番の土地は互いに隣接している。

このように、「ひとふで書」の要

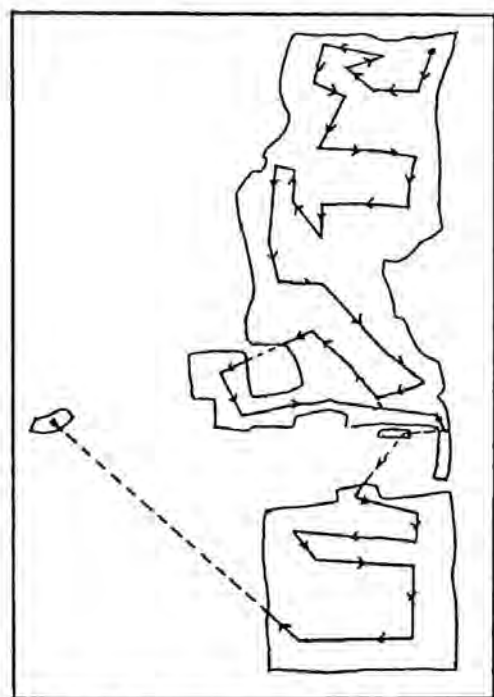


図207 粟生村地番順路図 田村作図

後、道合の地番図である。これも不動堂村と同様な手法で地番が付けられていることが判る。

こうして村全体に地番がつけられた。

図207から図210までは、村全体の地番の順序を示したものである。

粟生村と真亀村は「二給」の村であり、片貝村と作田村は「分給」の村である。

一給の村では、「古村」の位置から左右に動きながら納屋に至っているが、分給の村では上下に移動している箇所が見られる。

旧慣の分給形態を意識していたのであろうか。

とすれば、これによって「給々」ごとの区域がはっきりする筈である。

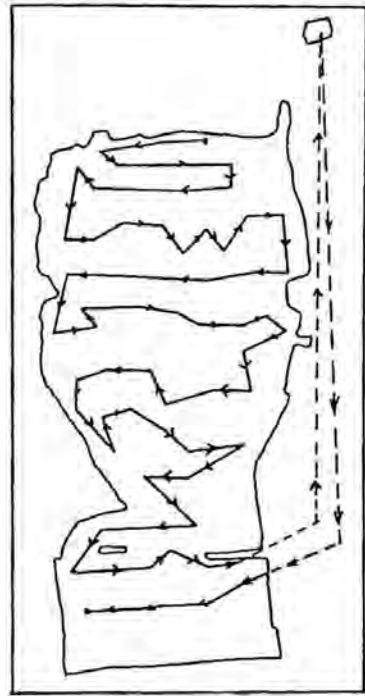


図208 真龜村地番順路図 田村作図

領で、字妻の土地を一巡し、三七番でつぎの字今宮の三八番に接している。地番付けについては、県などの指導もあったものと考えられるが、実際にこのように地番をふることは容易でない。

当時の人々の苦心がうかがわれる。

図206は、田中新生村の字西ノ

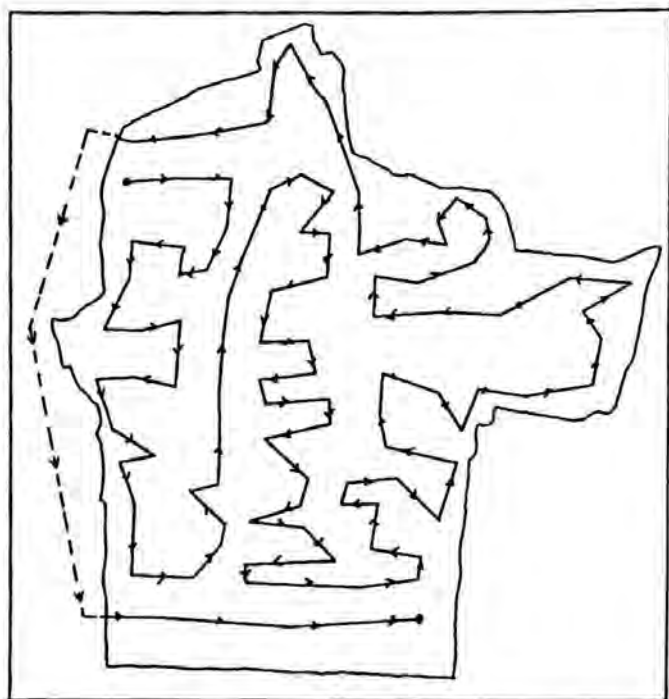


図209 片貝地番順路図 田村作図

「一筆限字絵図」は一村分を綴じて一冊とし「絵図帳」として、
るが、その奥付には、

「右者今般税法御改正ニ付私共村方
銘々持歩現歩取調ベ可申上旨御達
ニ付私共并持主立会一筆限土地
ノ形状取調ベ候処書面之通聊相
違無御座右之外隠地隠歩等一切無
御座候。以上

年 月 日

何村

戸長 ①
副戸長 ①
用掛 ①
事務掛 ①
総代人 ①
千葉県令 柴原 和殿 ①

の文書がつけられた。

地位等級 地位等級の決定
の決定 についての地方

資料は、ほとんど見当たらない。
他の資料から類推することにする。

『白子町史』に「従来の上・中・下田・上中・下畑の等級を基礎として地価を定め」とある。

旧来なじんできた「石盛」は、農民の間に定着しており、田地相互の地位等級の均衡を保ってきたものであるから、新たな資料によってこの関係を変えることは、農民の心情からむずかかったようである。

各村々では、従来の「石盛」に従ってその村内における田畑の地位等級を決定した。
長生郡八斗村の例を表121に掲げた。

つぎに問題になったのは、村々間の地位等級の調整であった。旧幕時代、それぞれの地頭によって検地が行われ、石盛が決められたので、A村の一等級とB村の一等級が必ずしも同一のものではない。

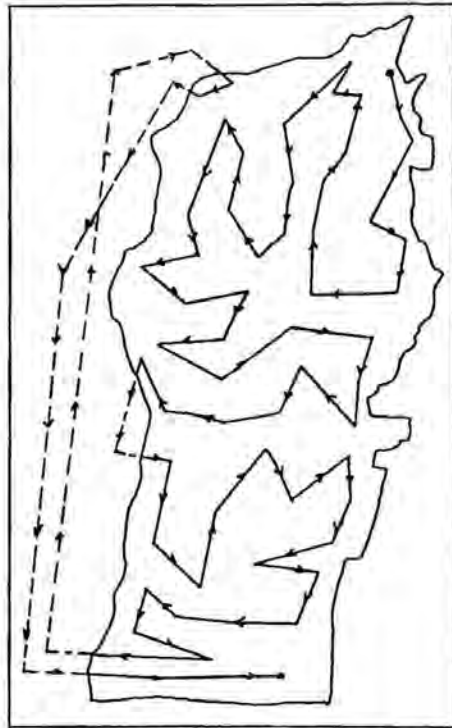


図210 作田村地番順路図 田村作図

第三章 明治時代の郷土

表121 長柄郡八斗村田畑等級表

田			畑		
等級	反 別	百分比	等級	反 別	百分比
1	287	5.3	1	130	3.8
2	1,074	19.9	2	674	19.8
3	1,993	36.9	3	1,018	29.9
4	1,265	23.4	4	766	22.5
5	620	11.5	5	790	23.2
6	156	2.8	6	32	0.8
外 計	5,408	100.0	計	3,409	100.0

上 田→1等級 下 田→3等級
 中 田→2 " 下々田→4等級
 そのほか、見付田、付荒田、砂田など
 (白子史より) 田村作表

これについては、二〇か村程度を一組として、そのうちの適当と思われる一村を「模範村」とし、その村の土地の等級を二〇か村の関係者が集まって決定し、それを目安として自己の村の等級を決める方法がとられた。

武射郡では、九等級の甲乙、すなわち一八段階に分けられた(図21参照)。

この等級は、概括的に村々の土地のランクを決めたもので、村々では、前掲の八斗村に見られる「村内等級」の最大等級にこれをあてはめ、村内等級を調整するわけである。

例えば、八斗村の田地等級が、長生郡において「五乙」となれば、最多反別の三等級が、五乙」となり、二等級が「五甲」、一等級が「四乙」、同様にして四等級が「六甲」、五等級が「六乙」のごとく調整されたのである。

本町の村々と同様の関係にある武射郡の沿海村々の、武射郡における地位等級は、つぎのようである。

田	畑
五乙 本須賀	六甲 松ヶ谷、小松
六甲 井之内、小松、木戸、蓮沼	六乙 井之内、木戸、蓮沼
六乙 井之内、小松、木戸、蓮沼	五乙 松ヶ谷

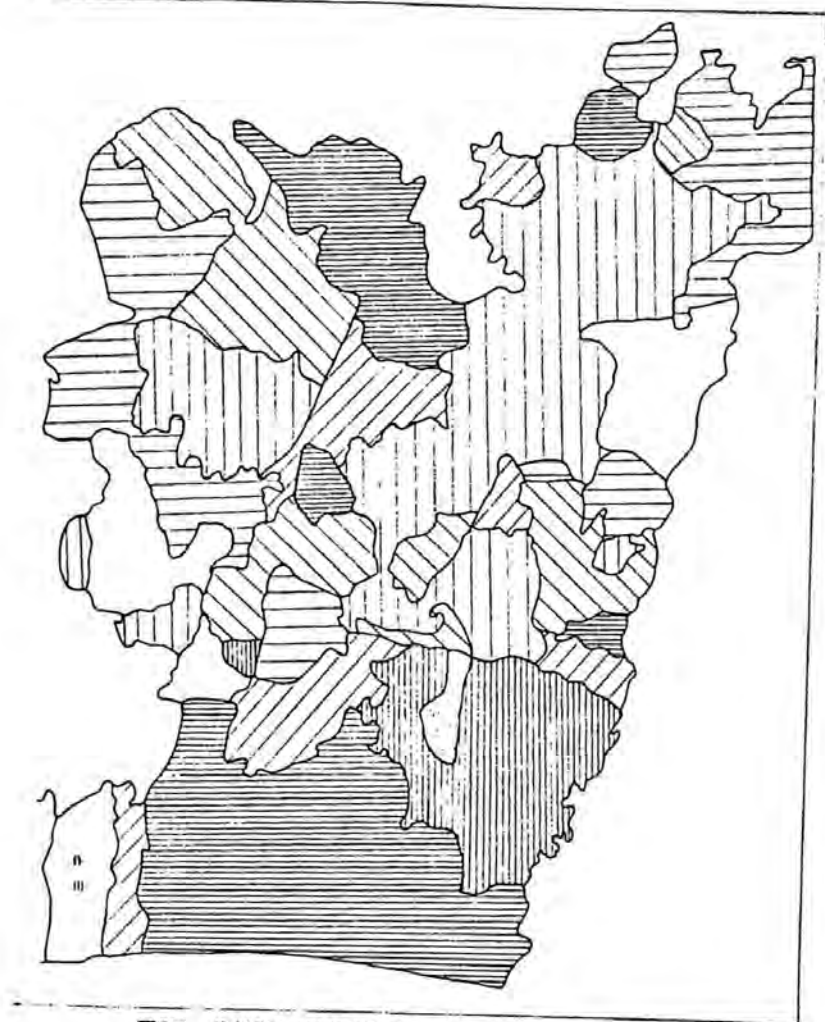


図211 武射郡田方地位等級図

ヲ以ッテ入込候肥シ等モ只換考^{かんかう}ヲ肥シテ種ハ立枯ニ及ブ。又大水ノ節ハ上手村ニヨリ押水江^{おしみえ}湖^{うみ}ノ如ク海中ヨリハ潮水突上ケ簡入^{かんいり}崩腐^{くわふ}潮入^{しほいり}等ニテ收穫過半ヲ減ズ。風災ニ於テモ多クハ東南ノ暴風七步西方三分ナレバ、東方必七八分ノ損毛ニ至リ土^ど性^{しやう}ハ勿論水旱風損ノ有無耕耘ノ難易トモ東西ノ差^さ以^も外^がニ候処、今般御編成ノ丁号表ニテハ等級打罷ズ、差別コレナキ田中山口等ノ六七等東金台方等ノ五六等植草雨坪^{ちくそううへい}極楽寺等ノ二三等ノ地ト私共村々一二等ノ地ト同位ニコレ有リ、彼ハ因ヨリ膏腴^{こうう}ノ土地何程下等ニ候共、私共村々ノ如粗薄^{こはく}ノ地ハ決テコレ無ク、偶風雨^{ぐふうう}順時^{じゆんじ}ノ年私共村々肥^ひ實^{じつ}十分ニ差入耕耘トモ過倍^{かばい}ノ力ニ尽シ候モ收穫ニ至テハ彼カ半ニ至ラズ。加之^か水旱ノ患十年ノ内六七七八年ハ必^{かならず}難^{がた}過^ご、且風災モ倍シ候得共十年通計比較仕ルベキ様コレ無ク、且陸田ノ義モ右ニ准^{じゆん}候ワニバ同様ノ地価ヲ受ケ、同額ノ貢租上納候イテハ俟^いスル者^{もの}益^{えき}俟^{えき}、勞スル者ハ益^{えき}勞^{らう}、水旱^{すいせん}必^{かならず}憂^{うれ}ノ所土ノ人民^{じんみん}懸^か息^{いき}仕ルベキ様コレ無ク、何卒公平ノ御詮議ヲ以ッテ用水ノ有無地味ノ厚薄馬^{うま}ト御調べ、丁号表御組替下サレタク連印^{れんいん}ヲモッテ願ヒ上ゲ奉^{ほう}リ候。以上」

このようにして、村々の「地位等級表」が作られた。

地価の算定

地租の課税標準である地価の算定については、一定の方式があった。

これを概説すれば、田地一反歩の收穫量に米価をかけて粗収益を出し、それから種子代、

肥料代、地租および村入費を控除して純収益算定し、これを一定の利子率で資本還元したものを地価とするのである。

算定例を表12で検討してみよう。

「種切、肥料代を純収益の一五パーセントとしているが、低率で実情に即していない。」

「純収益のなかに農民の労働収益が含まれている。」「資本還元^{しほんえんげん}の利子率が低い。」といった指摘もある。

しかし、収益価格を地価としていることは、粗雑な形ではあるが旧租からすれば数段科学的で、ここにも

第三章 明治時代の郷土

表122 地価の算定例（単位円水田反当）

	費 目	金 額	備 考
自作地	租 收 益	4.80	収穫米1.6石 1石3円
	種 籾 肥 料 代	72	租収益の15%
	地 租	1.224	地租の3分の1
	村 入 費	408	
	残 金	2.408	
	地 価	40.80	6%で資本還元
小作地	地 租	1.224	地価の3%
	租 收 益	3.264	収穫米1.6石、小作料1.088
	村 入 費	408	地租の3分の1
	地 租	1.224	
	残 金	1.632	
	地 価	40.80	4%で資本還元
	地 租	1.224	地価の3%

明治前期財政経済史料集成第7巻

西吹の影響を見のがすことができない。
前述のような指摘は、旧租と同程度以上の地租収入を求めたために生じた逆算的所産と考えれば、これらは附会的に産まれた数字なのである。これを現代の感覚から云々することは「もと木を知らずして梢を見る。」のたぐいではなからうか。

『千鴻町史』所載の「下総国匝瑳海上郡地価地租計算法」には、

「 右図例

一田一反歩此収穫米一石代金四円六十銭内金六十九銭
種籾代一割五分引

甲 残金三円九一銭

内

乙 金三十九銭一厘 地租三分一民費

(金十九銭六厘) 十年七月より地租五分一民費

丙 金一円十七銭三厘 地価百分三三三

金九十七銭八厘 十年より地価百分二ヶ半税金

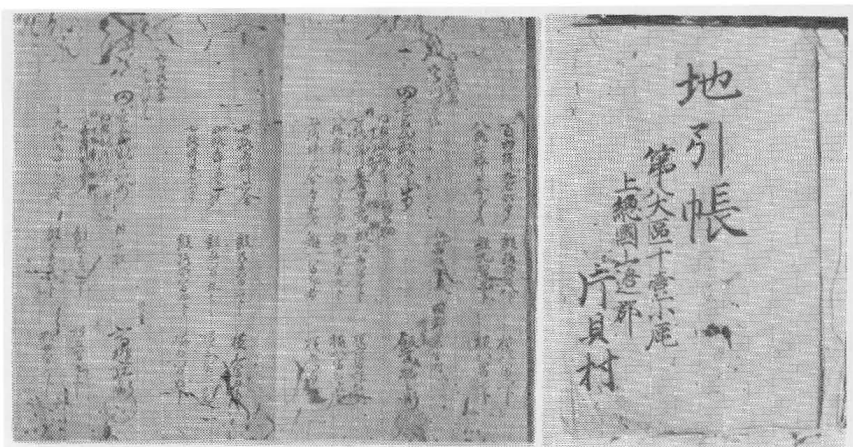
小計金一円五十六銭四厘(金一円十七銭四厘)十年以降の分

戊 此地価金三十九円十銭

此百分三税金一円十七銭三厘

此百分二ヶ半税金九十七銭八厘

」



写134 地引帳の書例 小川家文書

写133 地引帳 小川家文書

と述べられている。

これによれば、粗収益から一五パーセントの種苗代を差し引いた額、三円九十一銭を十倍したもの、すなわち、十年分の三十九円十銭が地価である。地租はその百分の三で、村入費は地租の三分の一であるから合計百分の四となり、一か年にすれば十分の四となつて、四公六民という旧幕時代の貢租の大枠やうと同率になる。であるから、民分十分の六を地価に当てはめれば百分の六となり、利子率六パーセントになる。第12表の小作地の利子率四パーセントも、地位等級の等しい田地の地価は同額で、これも逆算で算出されたものとみるべきである。

旧租と比較して軽減されているように見えるが、地位等級の捉え方によつては、そうともいえないのである。

地価算定の基準となる米麦価は、山辺郡、武射郡(第八・九大区)においては、東金町・蓮沼村が米麦時価検査地となり、一八七〇年(明治三)以降、五か年平均価格米一石四円六十二銭、麦一石一円八〇銭であつた。

「小川家文書」に米価について上申した記録がある。

「記

上総国山辺郡

片貝村

明治九年九月一日ヨリ下米平均相場老石ニ付金四円貳拾五銭右山辺郡片貝村当九年九月中下米平均相場前番之通相違コレ無ク候也

明治九年十月廿日

右村鍛屋

高柳忠二郎

用掛

小川庄兵衛

千葉県令 柴原 和殿

米麦価は時価であつたから、改租作業がおくれ、米麦相場があがると地価が上昇したという。

こうして、一筆ごとに地価が定められ、「地価一筆限帳」が作られた。さらに「地価地租合計表」が作成される。この関係の資料は残念ながら残っていない。

改租作業中も、しばしば県担当官が巡村して作業の督促、内容の検査にあたっていたが、これらの作業が完了すると「一筆限字絵図」、「一村限絵図」、「地引帳」(写133、134参照)(一筆ごとに字、地番、地目、面積、地主名を記載したもの)、「地位等級表」、「地価一筆限帳」、「地価地租合計表」を携えて大区扱所の地租改正事務取調所に出頭し検査を受けた。

この検査は極めて嚴重で、不備不明の点があれば差戻して再調査を命じ、あるいは訂正を要求したようである。この間の消息を伝える書簡が「小川家文書」にある。

「快晴。御目前大慶ニ奉存候。然ハ東金町御出頭御苦勞千万ニ候。方々代リノ者出頭致サセベキ処地引帳大不都合之所出来当惑罷在候。衣而ハ是マテ出来ニ相成候清書の分此者江至急御渡クダサレタク然ル上丈量野帳ヘナド問引合申渡シ候。御両名ノ内御申立ノ上召名使ノ者同道ニテ帰村クダサレ候様、且御老人ハ御迷惑ナガラ明後三十日迄御滞在サレタク、且又本日〇印ニ差支諸事当惑罷在候次第其最深ク御賢察ノ上アシカラズ御承知願上ゲ候。若出役ヨリ御呼出ノ上御糺ナドコレアリ候ハバ、御滞在ノ次第ニテ明後日ハ間違イナク清書地引帳悉皆取纏直様御上ヘ御覧ニ入レ候様〇出頭致候間其御含ニテシカルベキ様御申立ニナラレ候、先ハ火急ノ義ニ付クワシクハ面上万々申シ述べベク候。

草々頓首

第九月廿八日

事務懸リ一同ヨリ

小川 善 藏 様

外 一 人

地租改正がもたらしたものは旧租同様の重税であることが農民の間に浸透してくると、全国各地に地租改正反對の運動が起こった（表12参照）。

これらの地租改正反對闘争は、それまでの世直し型一揆と異なり、世直し型一揆ではその対象とされていた地主豪農などの地方の知識階級が農民と共闘し、一揆を指導していたことが特色である。

なかには、地租改正局の官吏をまえにして「地券発行の趣旨は、不公平な租税をなくすようにとの至仁至

表123 農民一揆・騒擾・テロ事件一覽（一八七四～一八七六） 田村作成

年	月	日	記	事
一八七四 明治七	一 二 八	一 四 四	。岩倉具視赤坂喰違で襲われる負傷。 。佐賀の乱起る。 。酒井県（山形）で農民一揆。ワッパ騒動。 。この年水沢、兵庫、秋田、高知、新治など諸県に農民一揆。	
一八七五 明治八			。この年福岡、島根、岐阜、大分などで地租改正反対の農民一揆。	
一八七六 明治九	一 〇 五	二 四 二 七 二 八 二 九	。和歌山県に地租改正反対一揆。 。熊本神風連の乱おこる。 。秋月の乱おこる。 。萩の乱おこる。 。永岡久茂ら千葉県庁襲撃を企て捕われる。（思案橋事件） 。茨城県下に地租改正反対の大一揆。 。三重、愛知、岐阜、堺の四県に地租改正反対一揆。	

徳の聖旨だが、人民が生命を保存することができない重税は、『人民ありて政府あり』とはいいい難い。」とい
い放つ者さえあった。

このような運動が自由民権運動へと発展して行くのである。

一八七六年（明治九）二月二十七日、内務卿大久保利通は、農民一揆の頻発をみて、地租の減額を建議し、
明くる一八七七年（明治一〇）一月四日地租を百分の二・五に、附加税である民費を本税の三分の一から五分

の一に軽減することとなった。

さらに、同年一月二日には画一金納制をゆるめて、田畑とも半額の米代納を許した。

これよりさき、一八七四年（明治七）五月一二日には、地価を五年間据え置くことに決定している。

これらは、明らかに農民運動の成果であったといえるであらう。

実収から見た農業生産物の分配率は、

領主	地主	小作人	地租村入用	地主	小作人
三七%	二四%	三九%	改正後	三四%	三四%
					三二%

に変化したといわれ、小作料と地租で六割以上となり、旧法では耕作者課税であったものが、所有者課税となったので小作料が地租の源泉ということにもなり、国家権力が地主を保護する傾向になる。

米価は毎年上がったので、地主は小作料を物納させている関係で、地主の取り分は次第に多くなって行く。

ここに、後日の小作料爭議の遠因があったのである。

しかし、農民闘争の結果、地租の税率は軽減され、米価は上がって行ったので、一般的に自作農については重税感が次第にうすれ、地租が定着して行った。

しかしながら、前にも述べたようにこの地租改正は、質量ともに太閤検地以来の大事業であった。

これらの成果が、やがて後年設定された「賃貸価格」や田畑の地方等級に大きな影響力を与えたことは事実である。

いま、古びた字切図を見ると、ある感慨にうたれるのは、あながち筆者の懐古趣味ばかりではあるまい。

(田村 敬)

第二節 社会教育と文化——向上会と尚風会——

その一 向上会

創設者

向上会の創設者、中西忠吉は一八七三年(明治六)二月三〇日、旧片貝村片貝三、八三八番地、生薬屋(桑種商)の長男として生まれた。一八八五年(明治一八)一三歳で片貝小学校を優等で卒業した。その年四月父が三九歳の若さで一男三女を残して死亡した。祖父は既に六三歳の老齢であった。妹は三人あっても一人息子の長男ゆえ、あととりとして、彼の上に重い責任が負わされた。そこで父祖代々の生薬屋を継ぐため、翌一九年四月、上京、東京薬学校に入学した。三か年の勉強により、一八八八年(明治二二)四月、内務省薬舖開業試験に合格した。年わずか一六歳の未成年で、全国最年少の薬剤師であった。

因縁と触発

東京における学生(学生)生活三年間、神田の下宿に机を並べて勉強した友人は神奈川県大磯生まれの川崎安(やす)とい、上野の美術学校錫金科(きんご)の第一回生である(美術学校は終戦後音楽学校と合併し東京芸術大学となる)。その第一回生は二人しかいなかった。いま一人は千葉県人香取秀真(ひでまさ)である、彼は正岡子規門下の歌人である、伊藤左千夫のライバルであった。彼はのち母校の教授、帝室技芸委員

図 212
番取秀真の銅印

是は秀真から中西へ贈られた銅印である。三男の香取三朗氏が来訪の折、鍔金の材料たる胆甕（硫酸銅）及白蠟（パラフィン）を贈ったお礼とて。昭和戊子廿三年七月



銅 印



印側の銘文

戊子
秀真
七月

戊子は
昭和二十三年
一九四八年

となり「日本一の梵鐘作り」と称され一九五三年（昭和二八）文化勲章を受章する。その他篆刻家・歌人・書家としても各々一家を成した。その著書『日本金工史』は斯界の名著として重視される。終戦後、彼を九里町に招聘し、歌会を開いた。あるいは歌会をもって彼を歓迎したといった方がよいかも知れぬ。その際、希望者を募り、印譜が頒布される事となる。彼の篆刻における技倆は、その印譜によって明らかである。荒生納屋の呉服商、故戸村啓蔵の幹旋により、彼の鑄造した梵鐘が、小関の東頭山、妙覚寺に寄進された。これはわが九里町における貴重な文化財である。

なほ彼の息子も鑄造家となり、現代斯界の名匠である。息子正彦の造った鐘が「埴谷のお代官」故蔵真一郎の菩提寺である山武郡埴谷の大丞山・妙宣寺（日蓮宗）にある。山武郡内に父子二代名匠の梵鐘を見得るのは、伊藤左千夫及び蔵真一郎・直治郎兄弟編輯の歌誌「アララギ」の宿縁に因る。同寺の境内には香取秀真の歌碑がたっている。

中西は川崎安から、美術学校長岡倉天心や、フェノロサ教授の美学や美術史の講義の受け売りをきき、中西は薬学や自然科学の話を伝え、お互にその知識教養を交換し切磋琢磨した。川崎は更に横山大観をはじめ日本美術院の諸画伯の評判をした。二人は日曜日以外、毎朝一緒に神田の下宿を出て、上野公園に入り、美術学校前で別れ、中西は板木町の薬学校へ向う。

夏休みに入るや、川崎は中西を誘い、大磯の実家へ案内した。中西は川崎に導かれ、海岸へ行った。中西はここで印象の深いものを見学した。それは「海水浴場」と言う施設であった。その最も代表的な物は「海水浴客無料休憩所」なる物であった。特に感銘を深くしたのは飲料水及び湯茶の無料接待であった。「海水浴」という言葉は新語であった。それに相当する旧来の慣熟語は「潮湯治」であろう。箱根へ温泉浴に行く事を「湯治」に行くといった。それへ「潮」を冠せ「潮湯治」と言う言葉が、九十九里海岸地域に一般共通語として普及した。

さて大磯海岸における此の海水浴場施設はだれの構想か、だれの出資か、川崎にきくと吉田建三と言う横浜の貿易商であると、彼はアメリカへ生糸・茶及び日本の特産品を広く販売して巨利を博し、この大磯に豪邸をもっている由。彼は子供がないので、土佐自由党の領袖、竹内綱の五男茂を養子にもらった。竹内は政治運動のため、財政乏しく末子の五男に高等教育を施す学資がなかった。富豪の吉田は竹内の経済的パトロンのであった。かくて吉田茂は正則中学校・一高及び赤門（帝国大学）に進み、外交官となり、明治の元勳、大久保利通の孫、すなわち牧野仲頼の娘を妻に迎えて、一路出世コースを邁進し、終戦後、総理大臣（首相）となる。愛用のパイプと白足袋をトレード・マークとする親英派外交官である。

大磯・小磯の海岸は湘南地方といわれ、夏涼しく、冬暖かく、避暑及び避寒地として、京浜の名士・紳商及び文化人たちの別荘が多く建設された。その開発をしたのは吉田建三である。彼の邸宅のある所は「吉田山」と称された。のち首相・吉田茂は東京の首相官邸と大磯まで、いわゆる「弾丸道路」（ワンマン道路）を作らせたとして「ワンマン総理」のあだなを得た。パイプをくわえた漫画のヒロウとして人気を博した。

中西は大磯の海水浴場を一見して感動し、心中深く期する所があった。すなわちもし将来、自分に経済的余裕が出来たら、九十九里浜に海水浴場を作り、無料休憩所や、海の家をしつらえたいものだ。

霞踏む 浜やどこまで 九十九里

是は俳人里丸の一句である。九十九里浜は一名矢指ヶ浦、源家の弦弓六町一里で十六里半六六キロメートルに及ぶ白砂青松で、大磯小磯より、はるかに勝っている。白砂に描かれる風紋の麗しさ、狂瀾怒濤の凄しさ、これを天下に広く紹介し、此の観光の一大資源の魅力によって遊覧客を引き寄せたい。あまつさえ名士や、文化人を招聘し、地域社会の開発を致し、報本反始、もって地の恩に報謝したい。

観光客を誘致する上には、前例が多々あるではないか。誘致するまでもなく、房山総水の美に引かれて江戸から幾多の文人墨客や儒者たちが来遊し、その詩蘊や詞藻を肥やした。また有能多識なる教育家や学徒が来て、郷土の青年子弟を指導し、薫陶してくれた。その代表的一人者は稲葉黙齋である。五月晴に麦風薫る所、総北総南探勝のため一代の詩宗、梁川星巖は紅蘭夫人と相携えて吟行せられた。「東金郊外小西湖」と謳われた八鶴湖の星巖の詩は東都の詞壇に喧伝せられ、一躍有名になった。爾来、この韻に和する詩人、百数十名の多きに至る。それによって星巖門下の大沼枕山及び小野湖山も来遊している。

その刺激と触発により、郷土の地主・網主・僧侶・医者などの間から、多く俳人や漢詩人を輩出する。その結実は、玉岡道人こと林謙によって編集された『兩総吟藁』である。

玉岡道人は詩人にして書家、且篆刻家である。彼は上総や下総を足まめに遍歴し、右のように有志を指導し、誘掖して、漢詩を作らせ、これを訂正したり、添削したりして上梓したのが、即ち『兩総吟藁』である。玉岡道人は更に彼等のために、その雅号や氏名を彫刻して与えた。かかる多趣多芸にして懇篤な芸術家を来遊せしめたのは、郷土の風光美と、人情の醇朴と豊饒なる魚介の賜である。

日本一広い遠浅の砂浜としての海洋美、汐騒通う貝殻道がある。

貝がらの道と聞き来て 木槿かな

これは俳人、河東碧梧桐の一句である。著名な碧梧桐を招いて句会を催すに際し、中西は次のような手紙をあげた。「折角御光来下さつても茫漠たる九十九里浜、貝殻道を歩いていただくだけで、別に見る物とてもございませぬ。」と、所が碧梧桐は、矢指ヶ浦の貝殻道に右の一矢を以って報いたのである。貝殻道だけと卑下する事勿れ、こんな美しい木槿（又はムクゲ）の花が咲いているではないか。木槿の花は晩夏から仲秋に及び白・紫及び紋などがある。モクゲを生垣とする所もある。九十九里の人たちは、モクゲを見慣れて、無視がちであったが、その美を碧梧桐によって採り上げられ、今更ながら蒙を啓かれる思をした。

昔は「お浜大漁、岡万作」と、九十九里浜は日本三大鰯漁場の一つであった。豊かにしてしかも新鮮な魚介と蔬菜と、鄭重な饗応とをもって里人は来遊する文化人を厚遇した。九十九里の里人は好学心旺盛で進取的で開明的な気象をもって来遊文化人の智識・技能を摂取・吸収した。その結果として文化人たちは幾多

の傑作を惜し気もなく、この地へ残して行つた。この荒磯辺に意外と思わせるほどの逸品がある。

事前準備

一八九六年（明治二九）二月、徳富蘇峰・山路愛山・江原素六が東金の八鶴館に来て講演をした。二四歳の中四は出席して傾聴し、非常な感銘を受けた。夜、講師たちと地元有志の

懇談会が催されたが、日頃彼が愛読する「国民新聞」の民友社長・徳富蘇峰と快談の機会を得た。これがないなくも山路愛山及び徳富芦花（健次郎）と深い交わりを結び、のち二人が九十九里浜へ来て逗留する因縁となる。芦花は蘇峰（猪一郎）の弟である。

左にかねらの年齢・生没を比較して見よう。ついで芦花をも加えて見た。

- 1 徳富蘇峰（一八六三—一九五七）
文久三 明治三二 明治元 寿九四歳
- 2 徳富芦花（一八六八—一九二七）
明治元 昭和二 天保一三 寿五九歳
- 3 江原素六（一八四二—一九二二）
天保一三 大正二一 元治元 寿八〇歳
- 4 山路愛山（一八六四—一九一七）
大正六 寿五三歳

右のよう徳富兄弟は五歳の差、しかも弟は五九歳で兄に先だつて逝き、兄はそれより三〇年も長生きし、九四歳の夭折を全うした。愛山は蘇峰より一つ若く芦花より三つ多い。四人のうちの最年少で五三歳をもつて没した。愛山は伊藤左千夫と同年の生まれ、すなわち左千夫は元治元年八月一日、愛山は一二月某日であつた。（序にいえば左千夫は大正二年七月三〇日、四九歳で逝く。）愛山と芦花は民友社に勤めた同僚である。民友である。素六は四人中の最年長者であつた。

次に四人の略伝を記して見よう。

(1) 徳富蘇峰

蘇峰は評論家・歴史家。名は猪一郎。(キガイ、みずのとい、癸亥)の年の生まれとて猪一郎と命名。阿蘇山に因み蘇峰と号す。同志社中退。一八八七年(明治二〇)民友社を設立し、「国民之友」「国民新聞」を発行。初め自由主義的政論を発表したが、日清戦争以後国粹主義の鼓吹者となる。大正に入るや、ライフ・ワークの修史事業を志し『近世日本国民史』を執筆、一九四三年(昭和一八)文化勲章受章。しかし、一九四六年(昭和二一)戦争犯罪者と決するや、それを返上した。死後、有志によって蘇峰会が結成され、機関紙として「民友」が発行されている。蘇峰はまだ活きている。

(2) 徳富芦花

小説家。名は健次郎。蘇峰の弟。同志社中退。『不如帰』『自然と人生』によって文壇に独自の地歩を占め、トルストイに心酔して社会的視野をもつ作品を書き、晩年はキリスト信仰者として田園生活を送る。作として『思出の記』『黒い眼と茶色の目』『みみずのたはこと』など(新村出広辞苑)

中西は「思出の記」を読み、ファン・レターを送り、のち一九一七年(大正六)七月、芦花を片貝へ招いた。中西は長女まり子が一九歳で若死したので、「思い出草」と言う写真入りの追悼録を印刷し、香奠返しの後、これを発送した。愛嬢の霊前へとて立派な岐阜提灯をいただいたので芦花にその一冊を贈った。まり子が病を養った粟生海岸の松原の中の家に興趣があるとて、その家に一か月滞在し「茉莉舎」と命名した。更に左の一首をもって追悼歌とされた。

茉莉舎のまり子なつかし　いと　かなし

くちなしの花見るにつけても。

次の芦花の文章は、此の歌の解説として読むべきであろう。（芦花の『新春』より）

「私共が茉莉舎に住みはじめた頃は、井戸側の籬の山梔子が盛りで、濃い緑を点破する白花の朶々が放つ甘い香は庭に溢れて居ました。其の白い花は死んだ乙女を偲ばせ、甘い哀愁を其香は喚び起すのでした。まり子のまりは鞠でありませうが、私は香も茉莉に似たる山梔子の花から、茉莉子の茉莉舎と勝手につけたのであります。」

また愛子夫人は、手紙に左の一首を添えてよこした。

九十九里の海の幸には及ばねど

武蔵野の花数はありなむ。

紫式部は「藤式部」又は「日本紀の局」とも言われる。紫式部の由来は

紫のひと本ゆゑに武蔵野の

花はみながら美しと思ふ。

の一首に拠ると言う。愛子夫人の歌は此の歌を踏まえての構想であろうか。

翌一九一八年（大正七）四月一日、芦花は銀座尾張町の福永書店から『新春』を出版した。「母上に健」と題字がある。その書中に「九十九里」の一篇がある。全四六〇ページの中一一〇ページを占めている。それは萩・茉莉舎・海と浜・向上会・天王様の五項目に分れている。

九十九里浜の自然と人文織りなす美は、文豪、徳富芦花の筆によつて永遠化された。なお中西忠吉撮影の写真が二枚挿入されてある。一枚は「鎌」と題し、長い鎌を持っている農耕姿の人、彼自ら謂う所の「美的

百姓」のスタイルである。もう一枚は「弓」と題し、大弓を射る姿である。大兵肥満の芦花が上半身は裸、例の黒眼鏡をかけ、下半身は白い股引き。傍に小柄な愛子夫人がうずくまって二の矢を持っている。中西は芦花の歓迎を受け、愛子夫人の料理をいただいて、勧められるまま一泊した。

「今更、さつま蓼は珍しくありませんが、私が汗を流して作ったものですから、誠意だけ汲み取って下さい」と芦花は蓼の料理をすすめる。団十郎煮や洋風にバターやクリームを使ったもの、奥さんのお心尽しの美味であった。芦花は食いしん坊、美食家であった。

(3) 江原素六

教育家。政治家、東京の人、キリスト教を研究し、東洋英和学校・麻布中学校を創設また自由党の長老として政界に活躍（広辞苑）

(4) 山路愛山

評論家。名は弥吉。東京の人。国民新聞などの記者として、異色ある史論・文学論を発表。著『足利尊氏』『現代全権史』など（広辞苑）

芦花は『新春』の「向上会」の文中に左のように書いている。

「此年（大正六）の三月（二五日）に死んだ山路愛山君は、片貝には古い縁故の人でした。其愛山君に私が会ふたは大正二（一九一三）年の六月が最後でした。其後大正三年の夏に一度粕谷に来ましたが、其時はもう私の父が死んで居たので、私は面会を謝絶しました。帰って行く下駄の音が、しぼれて居た、と私のイヴ（愛子夫人）は後で私に申しました最後の会は、私が国民新聞の小説を打ち切った時で、愛山君は其知己なる兄と私の間を調停に来たのでした。可

なり打明け話をして、夕飯を食ふて帰りました。近頃は演説ばかりするので太い声ばかり出て小さい声が出ぬと笑つて、愛山君は演説する様に私と話しました。太い声でなければ出ぬ愛山君が死んで、小さい声ばかり出す私が向上会に出るも面白い因縁です。」

愛山は明治の末から大正の初めにかけて数年間、片貝村の新開へ避暑に來た。或時こんな即興のざれ歌が出来たと中西に示した。

ここもまた浮世なりけり炎天に

インバーネス着て通る人あり。

インバーネス inverse とは

(1) 英国スコットランド北部の自治都市である「ハイランドの都」とも呼ばれる。造船・ラシャ製造・醸造などがさかん。羊毛の織市、夏の観光地としても有名である。すなわち地名であるが、そこから産出される洋服の意味に転じた。

(2) 身ごろにケープがついた袖無し外装。元来スコットランドで着用されたもので北部の町、インバーネスに因んで名づけられたという。日本には明治初期に洋服とともに輸入されたが、男子和服用に考案された。「とんび」「二重回し」ともいう。(『世界原色百科事典』第一巻より)

なお、インバーネスは第一一世紀の建立になる、マクベス城のある所としても有名である。シエクスピアの同名の史劇を連想させて興味深い。

七つの海に二六時中、ユニオン・ジャックの旗翻り、太陽の没せぬ大英帝国の服装を模倣する明治の官員さんや、紳士は山高帽にステッキをつき、インバーネスを羽織つて、銀座街頭を闊歩した。所で炎天下にイ

ンバナスとは、我慢会の武士のような漫画的滑稽である。九十九里浜の白砂が焼けつく日、このハイカラな伊達男、羽織旦那は一体どこのどなたであったか。時代風俗、時世粧じよさうの一点景として面白い。

山路愛山が勤めていた民友社の出版物発行責任者。渡辺為蔵もそのころ新聞しんぶん（九十九里町小関新聞）へ毎年避暑に来た。九十九里浜と民友社は益々縁が深くなる。

中西は東金八鶴館における三名士の講演をききながら、次のような感想をいだいた。このような有益な話を自分ひとりだけでなく、片貝の人たちにもきかせたい。名士を片貝にも招きたい。それには文化的な結社がほしい。いくらあせっても個人一箇の力は弱い。団体の力は強くなる。では地元の有志・同志の士を糾合して「向上会」を作ろう。大磯の海岸で啓発された観光的社会事業、土地開発・海水浴場の無料休憩所や、海の家など、名士招聘などをもって地方文化を外面的に、且つ内面的に向上発展させたい。そして郷土に寄与し貢献しよう。

こうして有志及び同志の士、すなわち同人の賛成を得、一九〇五年（明治三八）「向上会」の創立を見た。時恰あたひも日露戦争下、時局に鑑み、西の下区出征軍人後援会を結成した。先ず脚下あしもとから始めようと言うわけである。出征軍人の留守家族の慰問、出征軍人への慰問品発送などを実行した。そして彼は兵事会の会長に推されてしまった。中西は未だ三三歳の若輩、他に然るべき長老を推戴したいと申し出たが適任者なしとて却下された。しかし兵事会は統後の国民にとって義務的存在である。

翌一九〇六年（明治三九）三月西の下区の出征兵、めでたく凱旋した諸氏から、次のような感謝状を受けた。

「感謝状」

我等兵士が出発ノ際ハ懇切ナル送別ニ預リ且出征中ハ月々必ズ慰問状及ビ送品ノ恩恵ヲ蒙リ尚凱旋ノ節ハ各自ニ茶話会ノ厚遇ヲ蒙ラナウセル如キ貴下ガ終始國家ノ為メニ尽サレタル赤誠ハ我等兵士ガ欽慕ニ堪ヘザル所ナリ爰ニ一同連署シテ以テ徳海一滴ノ謝意ヲ表ス

各位連署 二三名（略）

明治三十九年三月

松泉道人

書印

中西忠吉殿」

二二人の名は上中下三段に書かれている。上段末尾の高柳定吉は呉服商ゲタモの主人で金鵒勲章受章者である。乃木希典將軍から、一九〇五年（明治三八）三月十二日付をもって感状を授与された。

なお感謝状の筆者・松泉道人は、奇しくも彼の親戚の人である。高柳の叔父（善助）が東金町・上宿なる片岡呉服店の婿となつたので、ゲタモ（令）を屋号とする。さればまた片岡善助の親戚でもある。

松泉道人は日蓮宗の僧侶で一箇寺の住持となり、能筆・能文を以て近郷近在に有名である。東金町・上宿の鎮守・火正神祇の幟の達筆は道人の揮毫である。筆硯の才人たるのみならず、学徳兼備の老師であつた。

中西はその後、観光協会長・商工会長に推された。かくて向上会は次第に活動を広くし、前述の如く一九一七年（大正六）七月、彼の招きに依じて芦花は愛子夫人と女中を従えて来訪。粟生海岸の松林の中、中西の別荘に一月逗留し、九十九里の風物や、文化を活写した。翌年『新春』の一書を世に出した。この中に「九十九里」の一篇があり、特に向上会の記事がある。真亀の天王様、和算の大家、植松英三郎の子孫の事

に触れ、大正時代の九十九里浜をこよなく愛し、広く世に紹介したのである。

尚一九三五年（昭和一〇）刊行の「海の片貝」に、中西月華の『向上会と海水浴の回顧』を参考として次に掲げておきたい。

「 向上会と海水浴の回顧

中西月華

向上会の発端は雑誌曉声の発刊に始まる。時は明治三十六年八月、当時文学熱流行の気運にのり片貝役場学校内の人、広瀬安五郎、行木大作、鈴木喜雄、岩柳勝一、秋庭常蔵、中村長次郎、中西忠吉等で文学雑誌曉声を発刊した。古川大一、鷺見道堅等客員となり、京都の芸術家原安民氏顧問格にて、香取秀真、伊藤左千夫氏等から原稿を送つて呉れた、第三種の認可を受けて八号迄発行した、時恰かも日露開戦となり、会員中に出征者もありて廃刊の己なきに至つた。

在来学校の行木大作氏等、中西月華國に会合した、美術学校の吉田也氏海岸写生に來たりしを幸ひ芸術話をきき是れから夏期名士の米遊の際は必ず講演をきくことにつとめた。

新聞雑誌縦覧所 曉声社の交換雑誌と日刊新聞をとりて公開し、玉屋方の戸村岩吉郎に管理を頼み茲を本部として会員も集つた会名を向上会として、新会員古川玄澄、鈴木五平次、加藤和其他十余名に上り。発会式をあげて余興に鷺見道堅の森太夫、植草父子の撃剣、前里の少年音楽隊等記念撮影もした。

夫より毎月一回の会合、此の当時より片貝は段々海水浴客が入込み高木壬太郎氏は毎年新聞に來たり岩柳勝一の案内で山路愛山氏來たり伊藤栄太郎方に本多庸一、山鹿旗之進氏米遊、向上会は是等の名士を歓迎の意味を以て招待し、月華國又は小学校にて一般の講演を乞ふことにしました。今之れを年代順に書いて見る。

明治三十年四月 中西月華園にて

吉田菴 絵画に就いての講話会

同卅八年八月

成東中学校の幻燈器を借り講演会を開く

同三十九年八月九日

片貝小学校にて講演会 国家主義に就て

同卅九年八月十六日

山路 愛山

会友山路愛山氏を招待し片貝小学校に向上会茶話会を開く同氏より餅菓子の寄贈ありたり(委細は愛山文集にあり)

同四十年七月十日

高木主太郎宗教講演会 片貝小学校にて

同八月十五日 向上会 夏期大会を西ノ下海望樓に開き左の講演あり

明治金権史に就て

山路 愛山

余裕に就て

山鹿 旗之進

精力集中に就て

藤 等 忍

この日高木主太郎来会の筈なりしが病人ありて不参

同四十一年八月十八日 向上会夏期講演会を中西月華園に開く

非戦論に就て

内村 鑑三

国民新聞記者藤原温亭来会

同九月一日 講演会 中西月華園にて

自然主義に就て

三並良

同四十二年三月 向上会俳句会を開く

同四十二年九月十八日 片貝小学校に於て

韓国視察談

小池民治

同四十二年九月二十七日 片貝小学校に於て

国粋三論に就て

本多庸一

同十月三十日 伊藤公追悼会を中西月華園に開く、故人の肖像を飾り紅白の鏡餅を供へ宮本親氏弔文を朗読し後故人に關する談話を開き伊藤公爵家へ追悼文を送る。

来会者

伊藤 榮太郎 戸田 静一 小川 醫士 大塚 哲三郎 鷺見 道堅

吉井 革司 高柳 直吉 高柳 定吉 行木 大作 中西 忠吉

山田 端三 山田 徳次郎 古川 玄澄 小松 兎一郎 安西 景美

宮本 觀 薄田 貞敬

同四十二年八月廿五日 片貝校友会と聯合して小学校に講演会を催す。

講師 山本砲兵大佐、同 文学士柴山槐郎、同 村岡感化学校長

同四十二年九月八日 国民新聞記者藤原温彦氏を招き叶屋に俳句会を開く。

同四十二年八月十日 国民新聞社員及民友社員一行十余名來遊、古川玄澄、中西忠吉会を代表して海岸に片手網を曳き、新鮮なる魚介を得て海岸休憩所にて料理し一行を歓待す。

同四十三年一月 中西月華園にて新年会を開く、大沼樞、中西月華兩人にて俳諧連句を作る。

同四十三年二月 砲兵十五聯隊一中隊片貝西の下宿泊、将校以下一同へ向上会より片貝風景絵葉書二百枚を送る。
同四十三年七月八日 中西月華園にて講演会を開く。

宗教管見

赤司 繁太郎

宗教談

青木 律彦

忠孝とキリスト教

エミール・シルレル

同四十三年七月廿三日 向上会無料休憩所開場式。

開会の辞

中西 月華

祝辞

参謀本部 大久保陸軍少将

同

東金町 森川 警察署長

同

鳴浜村長 海保 竹松

来会者五十余名、余興落音器記念撮影。休憩所設立期間七月廿三日より九月廿日迄設計費三拾五円維持費廿五円

無料休憩所設立趣意書

太平洋ノ水清キ九十九里ノ中央ニ位スル片貝海岸ハ漁業最モ盛ニ商業漸次隆盛ナラントス海岸ハ特ニ遠浅ニシテ広キ海岸線ヲ有スルノ点ハ我帝國ニ於テ稀ニ見ル天興ノ地タリ氣候温暖空氣新鮮頗ル阿比^{アビ}ニ富ム避暑ニ避暑ニ真ニ好適地ナリトス

会友山路愛山氏ノ如キハ屢々当地ヲ世ニ紹介セラレ今年一年ニ避暑客ノ増加ヲ見ルニ至レリ、然ルニ本村ノ地タル平坦無趣味ニシテ何等ノ設備ナク波荒レ風寒キ日ハ長ク止マル能ハズ空シク秋風落葉ノ感ヲ嘆セシムルニ至ル本会茲ニ見ル処アリ海岸ニ休憩所ヲ設ケテ無料ニテ随意出入セシメ妻湯ヲ給シ衣類及所持品ヲ保管シ海岸ニ浴場^{オムロ}ヲ建テ水練熟達セ^スルモノヲ番人トシテ非常ニ備ヘ以ツテ来遊ノ人々ヲシテ安ジテ一日ノ行楽ヲ遂ゲシムルヲ期シ^ス聊公益^ニノ為ニ尽サントス

希^レクハ來会ノ旨意ヲ覽セラレシコトヲ

同四十二年十一月廿日 月華園にて講演會、

米國探險談

押川 春 浪

同氏より冒險世界數部を寄贈せらる

同四十三年十二月十九日 古川玄澄宅に於て忘年会を開く。

太閤記十段目と鎌倉三大記の比較

鷺見 道 堅

同四十四年二月四日 伊藤栄太郎宅に向上會を開く、宿題は

地方人士の欠点に就て討論。

迷信に就て

鷺見 道 堅

同四十四年三月十七日 片貝小学校に於て講演會を開く。

講師独乙^イ宗教家

ウイッテ博士

同 牧 師

青 木 律 彦

パンフレット。九十九里 其の一 三千部民友社印刷向上會発行として、中西月華編輯、東京方面に発送す。

同七月 無料休憩所修繕、伊藤栄太郎氏監督。

八月 水難者のため慈善演芸會を催す、古川玄澄、中西忠吉、義捐金募集。

同四十五年 片貝海水浴漸次隆盛となり宣伝の必要を生じ、中西月華編輯にて九十九里其の二と題する冊子二千部民友社印刷部にて出版東京方面に発送したり表紙絵は吉田苞氏、原稿は山路愛山、薄田斬云、鷺見道堅、高柳直吉、行木大作、報知新聞等より集めて數十の風景写真版を挿入し、七月廿日に発行したり巻末に東京大商店東金片貝方面各商店の広告を掲載せり。

大正二年に入り向上会は多く須原なる引田久次郎宅に催され青年画家文士等之より時々談話会などあり安田竜門氏も二、三年続いて片貝に来遊した早稲田中学の教師会津八一氏も小泉八雲の令息清氏を連れて避暑に来たり、向上会で沙翁の話をきいた

干しつくす鰯のはてや春の雲

八 朔

早稲田の永井柳太郎氏も関和知氏の応援演説に来たり引田氏の松壽園に招待した米川正夫氏も五十嵐氏に招れて来たり公会堂で面会した。

その二 尚 風 会

おことわり

山武郡片貝村尚風会は、明治の末頃から、大正の初め頃創設されたらしい。らしいと言ふのは、惜しいかな、もって徴すべき資料が乏しいからである。いまわずかに五通の案内状があるだけで、詳しく述べることの出来ないことを遺憾とする。後考を待つのみ。

会 長

会長は古川豊三郎である。古川家は屋号を「ひがし」(東)と言われ、旧片貝村・中里の旧家である。子息の古川義郎は片貝村の村長を五年間つとめ、のち県議会議員となる。

案内状

尚風会関係の資料は九十九里町川間、小川家文書にある。

「愈々御清邁、欣喜の至に存じ奉り候。陳れば本年春季尚風会開催の儀、疾く御商議仕る可き処、折柄衆議院議員の総選挙に際し、今や其筋に於て兎角多数の集会には何れに拘らず注目偵察致す秋に御座候間、本会の如く何等無関係、全く精神上無垢(まじりけのこいこと)の尚風会と雖も、時節柄に因り如何なる狐疑(疑いためらうこと)を抱

かるるも^よ斗り難く苦慮仕り候に付き、今回の春季会は除外し尚ほ来たる秋季会を夏季休業中に開催致し候事に仕り度く候間、何卒右に御承引に成し下され度く御願申上候、就いては川^{かわ}間区^{まち}会員諸氏へ御手数ながら此の旨御伝達下され度く御協議^{ぎぎ}旁^{たぐひ}貴意を得候

敬具

大正四（一九一五）年三月七日

片貝尚風会長

古川 豊三郎

幹事

小川 徳四郎 殿

〔仮名づけ註は筆者〕

「

翌年の一九一六年（大正五）四月一日、尚風会開催について、講師その他万端のことを相談したので十三日日本隆寺客殿にご参会願いたい趣の「通知書」がある。

「 通知 書

春季尚風会至急開催致し度く候間、講士其他一切設備方御協議仕り度く候に付御欠席これなく本月十三日午後一時を期し本隆寺客殿へ御集会下され度く御通知に及び候也

大正五年四月十一日

片貝尚風会長 古川 豊三郎

幹事

小川 徳四郎 殿

次の第六回講演会開催のための幹事会開催の案内状がある。

「愈^{いよいよ}御多祥賀し奉り候、第六回講演会は多大の聴衆を希望致し候に付き、最寄^{いそ}幹事諸君に於て御勧誘下され度く且つ

別紙広告差し上げ候に付き、有志家へ御配布下さるべく候、俟又來たる本月二十七日午後一時、本隆寺客殿に於て諸般準備のため、幹事会相開き候間、會員の并当、貴部落は何程御入用に候哉、篤と御調査の上御來会下さるべく候、何卒御欠席のため別飛を以て再び御間ひ合せ致す事これ無き様仕り度く候間添えて申し上げ候に付き、此段御承引下され度く候 拜具

大正五年四月二十二日

会長 古川 豊三郎

幹事

小川 徳四郎 殿

并当券 横四センチメートル縦一〇センチメートルの紙片に「并当券」と謄写印刷し下に「千葉県片貝尚風会印」の正方形の印を押す。

広告は次の通りである。

「第六回講演会広告

会場 尋常小学校
高等小学校

会日 大正五年四月三十日 午前九時

講士 勸選議員 江原素六君

歩兵第五十七聯隊長

陸軍歩兵大佐 金谷範三君

來賓 千葉縣知事 佐柳藤太君

大正五年四月 日 片貝尚風会

秋季会の通知書 次の通りである。

「愈^{いよいよ}御清^{ごせい}適^{じつ}慶^{けい}賀^が奉^{ほう}り候^{こう}、陳^{ちん}者^{しや}秋^{しゅう}季^き尚^{しょう}風^{ふう}会^{かい}の講^{こう}演^{えん}会^{かい}本^{ほん}月^{げつ}貳^じ拾^{じゅう}七^{しち}日^{にち}開^{ひら}催^そ致^し度^ど候^{こう}に付^つき、講^{こう}士^し其^そ他^た一^{いつ}切^{けつ}の準^{じゅん}備^び、簿^ぼと御^ご協^{けう}議^ぎ致^し度^ど候^{こう}間^{かん}来^きる式^{しき}十^{じゅう}日^{にち}午^ご後^ご一^{いつ}時^じを期^きし片^ぺ貝^{がい}本^{ほん}隆^{りゅう}寺^じ客^{きゃく}殿^{でん}へ万^{まん}障^{じやう}を排^{はい}し御^ご出^{しゅつ}会^{かい}下^げされ度^ど候^{こう}待^{まち}ち入^いり候^{こう}也^{なり}

大正五年八月十七日

片貝尚風会長 古川 豊三郎

幹事

小川 徳四郎 殿

広告^{こうこく}は次の通り。

廣告

片貝尚風会講演会

会期 大正七年七月十四日 午前八時ヨリ午後マデ

会場 山武郡片貝村公会堂

講師 衆議院議員

法学博士 鶴 沢 聡 明 君

慶応義塾大学教授

法学博士 久 賀 勘 重 君

東京麻布歩兵第三聯隊長

長谷川 猪一郎 君

右開催シ盛ニ御来聴アラシコトヲ乞フ

大正七年七月

片貝尚風会

一葉の写真

一枚の尚風会の記念写真が旧片貝村・波川、子安春洋の裔、子安倭文子宅に残されている（写真参照）。明治医院、子安直樹の奥庭で撮影した片貝尚風会総会の記念写真である。写真はやや変色し一部剥落して各会員の容貌も識別し得ない。資料の少ない尚風会の歴史が恰もこの一葉の写真に象徴されているような気がして、寂寥の感に堪えない。後裔の倭文子さんが最近提供してくれたものである。なお汪洋・大塚鉄三郎（のちの東洋塾長）は会長・古川豊三郎を輔佐して大いに努力した。

（中西三郎）

参考文献

山武郡教育会	山武郡郷土誌	大正、五
新 村 出	世界人名辞典東洋篇	東京堂
徳富芦花	広 辞 苑	岩波書店
	新 春	福永書店
中西月華	世界原色百科事典	小学館
	九十九里写真帖	濤声会
浜 菅		
春 潮		
やっさかこ		
梅の頃		



写135 片貝村尚風会総会 子安家所蔵

第三節 徴兵令の公布と日清・日露戦争下の郷土

その一 徴兵令公布と郷土

徴兵制の 一八六八年(明治元)八月に政府は政府直轄地で、勝手に規則を立てて兵員を取立てること
を禁止して、翌年四月にはさらにこれを厳禁している。一八六九年(明治二)この時期、政
府にとってなにより急務は、政府直轄の武力をもつことであつた。中央集権国家を樹立するためには、そ
の権力の基礎としての武力が絶対に必要であつたのである。

七月、官制の改正により兵部省が設置された。

兵部卿嘉彰親王のもとに、大村益次郎が兵部大輔に任ぜられ、軍政の実権を握っていた。彼の中央兵力
の整備は士族・平民の身分にかかわりなく全国から兵を徴して中央直属の軍隊を組織しようとするもので、
諸藩兵を徴しようという伊藤博文の意見とは対照的なものであつた。

「大村益次郎の案が実施されれば、武士は常職から離れるのでその不平を買って、一八六九年(明治二)九
月京都で刺された。」一八七〇年(明治三)八月欧米より帰国した、山県有朋が兵部少輔に任ぜられ、兵制統
一を断行しようとしたのである。一八七〇年(明治三)九月に、各藩の常備兵の員数を定め、現米一万石につ
き、常備兵六〇名を備えさせることにした。一八七〇年(明治三)二月二〇日常備編隊規則を下達され、身体

強壯で兵卒の任に堪えるものを選んで一万石につき五人ずつ大阪出張兵部省に差出すべきことを命じた。

士族卒族庶民にかかわらず、とあることより国民皆兵主義への第一歩を見ることができ、国家が直接徴算にあたるものでない点で、これまでの徴算制と同類で、政府の実力が不充分だったため、この徴兵は見るべき成果を挙げずに終わった。

廃藩置県に伴い、起こりうる事変に備えて、一八七一年（明治四）には薩・長・土三藩の兵、約一万人を東京に送らせ、ついで、四月には石巻に東山道鎮台、小倉に西海道鎮台をおいた。七月に廃藩置県が断行され中央集権の体制が整備し、八月に兵部省をして、全国の城廓および大小砲その他を管理させ、各藩の藩兵を解体させ、東京・大阪の両鎮台を設置して、東山道鎮台を東北鎮台（石巻、当分仙台）西海道鎮台を鎮西鎮台（小倉、当分熊本）と改称し、旧諸兵を徴して（これを壯兵と呼ぶ）鎮台兵とした。

一八七一年（明治四）一二月に兵部大輔山県有朋らより国防に關して建議して、四民平等に兵役に服させることを請い、翌五年二月には兵部省を分けて陸軍省および海軍省としたが、同年一月二八日に全国徴兵の詔（みことづかひ）が下り、そして徴兵令は一八七三年（明治六）一月一〇日発布された。徴兵令公布の前日の一月九日四鎮台を廃して、全国に六軍管をおき、東京・仙台・大阪・名古屋・広島・熊本の各鎮台とし六軍管の常備定員は三一、六八〇人であった。千葉は東京鎮台の管下にあった。

しかし一八七三年（明治六）の徴兵令の制定は、それ自体真実の国民皆兵制の実施ではなかった。理想としてその方向を示してはいるものの実質は従来の藩の郷兵（きょうへい）を中央政府の鎮兵とし、次第に国民皆兵に近づけようとしたものであった。

この徴兵令の特色は、つぎのように免役制がきわめて広範にわたって存在していることである。

常備兵免役概則

第一条 身ノ丈ケ五尺一寸（曲尺）未満ノ者。

第二条 羸弱ニシテ宿痼及ビ不具等ニテ兵役ニ堪ヘザル者。

第三条 官省府県ニ奉職ノ者、但等外モ此例ニ準ズ。

第四条 海陸軍ノ生徒トナリ兵学寮ニ在ル者。

第五条 文部工部開拓其他ノ公塾ニ学ビタル専門生徒、及ビ洋行修業ノ者、並ビニ医学馬医学ヲ学ブ者、但教官ノ証書並ビニ何等科目ノ免状書アル者。（科目ノ等未定）

第六条 一家ノ主人タル者。

第七条 嗣子並ビニ承相ノ孫。

第八条 独子独孫。

第九条 罪科アル者、但徒以上ノ刑ヲ蒙リタル者。

第十条 父兄存在スレドモ病氣若クハ事故アリテ父兄ニ代ハリ家ヲ治ムル者。

第十一条 養子、但約束ノミニテ未ダ実家ニ在ル者ハ此例ニアラズ。

第十二条 徴兵在役中ノ兄弟タル者。

こうした広範な免役規定は、この時期の権力が、どのような社会構造の上に立っていたかという問題と対応している。すなわち封建的土地所有が完全に解体せず、封建社会を完全な近代社会へ変革せず、天皇制絶対主義を確立しようとした。すなわちその下部においては、国民の大部分を占める農民を完全に解放せず、封建貢租に代わる地租によって、家を単位としてこれを把握し統制しようとした。

第三節 徴兵令の公布と日清・日露戦争下の郷土

表124 徴兵免役者の状況

軍管 類別	第一 (東京)	第二 (仙台)	第三 (名古屋)	第四 (大阪)	第五 (広島)	第六 (熊本)	全 国
20歳以上の総員(A)	71,579	34,763	44,292	56,737	49,782	38,955	296,086
20歳以上の 徴兵連名簿員	9,259	10,212	8,526	6,825	11,007	7,397	53,226
20歳以上の 免役連名簿員(B)	62,320	24,551	35,745	49,911	38,775	31,558	242,860
$\frac{B}{A} \times 100$	87.1%	70.6%	80.8%	88.0%	77.0%	81.0%	82.0%

鹿野政直「日本軍隊の成立」(『歴史評』46)による

従来の村落共同体を通じて農民支配に代って、家父長制的な家を単位としてこれを支配する方向をとったのである。この時期における戸籍の整備、地方制度の改革、さらに地租改正にいたる一貫した政策がそれであった。徴兵令における免役規定もまさにそれであり、いかにして家を温存するかにその要点が集まっている。「徴兵制と家」(『歴史学研究』一九四号参照)。

すなわち、戸主、戸主たるべきもの、戸主に代わるものすべてを兵役の対象外とし、地租負担者以外の、家にあまったものを徴兵する、賦役的性格の強いものであった。

しかもこの徴兵令によって、西南戦争までは、実際にはほとんど徴兵の実が上がっていなかった。表124は徴兵令制定後三年の一八七六年(明治九)の壮丁中のものであるが、じつに八割以上免役が出ていたのである。徴兵令による不満と徴兵告諭に「西人之れ(兵役)を称して血税と云う。其生血を以て国に報ずる謂いなり」とある文章の誤解とから各地にいわゆる血税騒動が起こり、また戦闘の特権を奪われた士族の不満は同年の廃刀令の不満と合して、熊本・秋月・萩等の乱をひきおこしている。

論 告

國アレバ、則兵備アリ。兵備アレバ、則其役ニ就カザルヲ得ズ。是レ各自ガ徵兵令ニ依リ徵集ニ応ズル次第ナレバ、能ク其義務ヲ弁ヘ、心得違ノナキ様致シタル依テ聊カ左ノ諸件ヲ告ク。

本日身体ノ検査ヲ終リ、合格スルモノハ追テ入營スルニ至レハ速カニ命ニ応ジ遅々スベカラス。一旦入營スル上ハ相當ノ衣食ヲ給シ若干ノ俸給ヲ与フル故ニ一身需用ニ於テモ毫モ欠ク所アルナク日常勤務ノ余暇ニ於テハ読書算術習字等ヲ學ブ事ヲ得ベシ。而シテ若シ疾病アルニ、當リテハ、軍医ノ在ルアリ。直ニ適応ノ治療ヲ施シ丁寧ニ之ヲ取扱フモノトス。

入營ノ後行狀方正勤務勉勵スルモノハ褒賞トシテ休暇ヲ賜ヒ俸給ヲ与ヘラレ帰省スル事ヲ得。又技芸ニ熟達スルモノハ服役未ダ終ラサルト雖ども詮議ノ上仮リニ帰郷ヲ許サル事アリ。或ハ技藝又ハ志願ニ依リ教導團ニ入り下士ニ列スル事ヲ得ベク、又才幹衆ニ超ヘ技芸群ヲ拔ク者ハ士官學校ニ転ジ士官トナル事ヲ得ヘシ。若シ戦時ニ當リ勇ヲ奮ヒ功ヲ立ツルニ及テハ昇級ハ勿論貴重ナル勲章ヲ賜ヒ、無上ノ名譽ヲ得ルニ至ル。加フルニ明治十六年恩給令ノ改正ニ依リ平時ニ在リテモ行狀方正勤務ニ勉勵シ滿十一ヶ年以上兵役ニ服スルモノハ終身相當ノ恩給ヲ賜フノ制ヲ立テサセラレ、國家軍人ヲ待遇スルノ渥キ此ノ如シ。之ニ反シ一時ノ安ヲ偷ミ怠惰遊蕩ニ流レ、軍紀ヲ犯ス事アルニ於テハ自ラ典刑ノ在リテ亦赦サザル所ナリ。各自深ク此旨趣ヲ体シ方向ヲ誤ル事勿レ。

西南戦争と兵

力統一の完成

徴兵制度の真価の發揮されたのは一八七七年（明治一〇）の西南の役であつた。鹿児島

するもので内外ともこれを信じていたのである。地租改正、秩禄処分の実行は、鹿児島士族を激昂させた。官軍と西郷軍の決戦は、さけがたく政府もしだいに常備軍がととのうとともに、鹿児島に手をつけること

を本気と考えはじめた。

鹿児島には薩摩置県後島津藩から政府が接收した海軍造船所と陸軍弾薬庫があり、それぞれ兵器弾薬を収蔵していた。同年一月私学校党の形勢が不穏となったので、政府は意を決し「赤竜丸」を派遣して火薬の積込みを始めた。蜂起を決心した私学校党は、火薬庫と造船所を襲撃して、積み出しに先立ってその兵器弾薬を手に入れた。

この襲撃事件で、内乱の開始がきまり西郷隆盛を総帥として歩兵五個大隊、砲兵二隊で（一個大隊は二、〇〇〇人）政府軍の一個旅団にも相当する兵である。蜂起にあたって薩軍にはっきりした戦略があったとは思えない。その目的は、東京に至り政府を転覆し士族本位の封建制への反動的改革を行なおうとするものだった。熊本鎮台の戦力についても、まったく問題とせず、鎧袖一触これをくだして九州を制圧し、さらに大阪にいたり、おそくも一か月で目的を達せると思っていた。

一八七七年（明治一〇）一月二二日午後七時熊本駅北方向坂で衝突した。すでに夜に入った戦いで政府軍の火力も、薩軍の白兵突撃に抗しきれず、政府軍は軍旗を失って完敗に終った。

こうした当初の戦力の差にもかかわらず、結果においては薩軍は敗れ政府軍が勝利を占めた。

その理由はいうまでもなく封建反動をめざす薩軍は、一時熊本協同隊のような民権派も統合したとはいえ、全国にその戦線をひろげる条件をもたなかったからである。兵器の差はそれほど大きくはなかったが、しよせんは全国対一薩の戦いであった。

中央政府は、西南戦争の勝利によって、はじめて武力の中央への完全統一をなした。しかしこの内乱

は、諸君にいうように士族兵に対する徴兵の勝利といきえることはできなかった。政府軍で強い戦力を発揮したのは大半壯兵を残す近衛兵、及び士族徴募の巡査隊であった。『西南紀伝』は両軍の長所と欠陥をあげ、官軍は物質的要素にまさっていたが、精神的要素で劣っていたとしている。

指揮官の戦闘力の未熟、兵士の士気の不振、軍隊の戦闘訓練の未熟などである。

これからはすべて、徴兵による新軍の建設がまだ過渡期であることを示している。しかしこの徴兵軍が烈悍決死をうたわれた薩軍に対して最後の勝利を収めたのである。それは政府、軍部の当局者に、軍隊建設の方向についての大きな自信を与えたといえる。近代軍隊建設には、なお多くの時期と改革とが必要だったが、その方向が軌道に乗るために、西南戦争は大きな転機となったのである。

この戦いに参加した人は明らかでないが、九十九町作田から歩兵一等卒作田友吉君が名譽の戦死を遂げ忠魂碑にその名を刻まれている。

その二 日清戦争と郷土 日清戦争と徴兵令の改正

対内的軍備から 明治日本の目は早くから大陸に向かっていった。征韓が朝議に上ったのはすでに一八六八年（明治元）以来のことであり、その後の征韓論の挫折にもかかわらず、大陸進出は

帝國主義列強のアジアに対する攻勢に対処して、競争に遅れまいとする焦慮のあらわれである。

清韓両国との緊張状態を利用し、対外危機感をおおることによって、国権確立のための軍備の充実という一点で自由民権論者をも含めた国論の統一をはかり得たのである。

福沢諭吉は八一年の「時事小言」において、欧州列強と比較して日本の兵備の過少であることを論じ、さらに兵論を著わし対清戦備の急務を説き、兵力増強、兵備の改正のため「国財を集めるの工夫ある可き」ことを強調した。

先に述べた最初の徴兵令は、服役区分は常備軍三年、その終った第一後備軍二年、第二後備軍二年の計七年で、その他の適齢者の服する有名無実の国民軍とであり、実際には適格者中抽選により常備軍に編入された者のみが兵役を負担した。

七五年の規定で全陸軍の各種常備兵一年の徴集人員は合計一〇、四八〇人他に補充徴員四、二六四人となっていたから毎年適齢壮丁約三〇万人の三パーセント強にしかならなかった。『陸軍省沿革史』（山県有朋）対外戦争が日程に上り、大陸の大戦場において、たとえ近代軍以前の烏合の衆にすぎないとはいえ、一〇〇万と称せられた清国軍に戦争をいどうとするとき、このような常備軍をもってしては、到底近代戦争を遂行しえないことは明らかであった。

一躍二倍への常備兵力増強計画がたてられ、八四年（明治二〇）以後実施の段階に入っていたが、兵役制度の改革は不可避となった。日本軍が範をとろうとしたヨーロッパには兵制改革における二つの先例が存在していた。すなわちプロシアとフランスが、一八六〇年代に戦争をひかえて行なった兵制改革がそれである。紙面の都合でプロシア陸軍の場合を掲げよう。形式だけながら一八一五年以来の国民皆兵義務の原則が存在していた。三年の現役二年の予備役、四年の後備役、および四〇歳以下の全国民が属する国民後備役に分かれていた。実際現役兵として徴集されたものは、一八六一年度において適齢人口五六万五八〇二人のうち五

万九四五九人、すなわち一〇パーセント強であった。すなわち国民皆兵というものの、実際には適齢人口の一割だけが九年間の兵役義務を負担していたのである。

一八六〇年以来陸相が議会の反対とたたかいながら推進された兵制改革は、現役二年、予備役四年、後備役五年とし、国民予備役を廃止することが主要点であった。これは現役年限を減らすかわりに、徴集人員を増やし、戦時動員兵力二二万五、〇〇〇を四五万に増やそうとするもので、徴集人員増加は、たしかに国民皆兵への一歩前進であった。この改革に対して、ロシア陸軍の影響を強めたものに、一八八五年(明治二二)三月陸軍省が招いたロシア陸軍少佐メッケルの役割が大きかった。先任のフランス人教師をはるかにしのぐ知識をもっていたので陸軍全般にわたる最高顧問の権威をもち、兵制改革の実質上の指導者になったのである。

同年五月ロシア留学より帰国した桂太郎・川上操六が陸軍の重職につき、ロシア式兵制への決定的な転換が行なわれていた。しかし全面的な兵制改革の一環、かつその基礎として、メッケルのせつなるすすめによって本格的な改正が実施されたのは、一八八九年(明治二三)一月であった。改正の主要点は種々の免役規定、代人制度(代人料二七〇円上納者)の全廃、官立中等学校以上の在学生の徴兵延期、中学校以上の卒業者の一年志願兵制、師範学校卒業者の六か月短期現役制などにあり服役区分は八三年の改正にしたがって、現役三年、予備役四年、(現役終了後)後備役五年(予備役終了後)とした。

この改正の主眼は国民皆兵を原則とすることにあった。従来の大幅な免役規定と代人制は、前述のように徴兵の階級性を露骨にあらわし、それが封建的賦役にひとしいことを示していた。建軍以来たまなく軍部

を悩ましてきた国民の徴兵に対する反抗は、兵役の階級性に対する戦いであった。第二のねらいは戦時兵力増加のため、予備役幹部の養成をはかることにあった。

それまでの兵制でも予備兵の制度はあったが、予備兵を召集してもこれを指揮する幹部が全然養成されていないため、実際問題としてはこの制度は死文となり、戦時の大動員は不可能であった。多数の予備将校を有していることは、現役将校の部隊における平時定員を節約することができる。これによって節約された現役将校は、他の新設増設の部隊へ回すことは可能となる。

これによってつまり平時戦時を問わず、飛躍的な軍備拡張が、はじめて期せられるわけである。そしてこの制度採用の根拠は、八六年の教育改革によって中等学校において体操科（兵式体操）が正科となっていることにある。ことに専門的軍隊から国民的への拡大は、その前提として、国民教育の普及が必須の条件である。

明治政府の義務教育への異状な熱意がもつばらこの軍事目的に出たことはいうまでもない。師範学校卒業者は体格劣弱者以外は必ず六か月の短期現役として入營させ、そのかわり除隊後は一切兵役から免除させるという特例を設けた。したがって、これは軍隊自身のための幹部養成制度とは全然関係がない。その目的は小学校教師にかならず軍事教育を受けさせるとともに、以後の兵役における特典を与えることによってその矜持（きんぢ）を高め、彼等を軍部イデオロギーの国民への媒介者として育成し、学校教育における軍国精神の鼓吹者たらしめようとしたものであったことはいうまでもない。

日常的な国内弾圧からは手を引き、憲兵、警察に譲って、常備軍はその配置を濃密にすることにとどめ

た。改革によって二倍に増強された常備軍は歩兵二八個連隊を全国主要都市に配置したほかに、歩兵大隊ごとの分屯地を設け、あまねく全国府県に駐屯部隊を置いた。

一八八一年（明治一四）創設された憲兵が大規模に拡張された。兵制改革にともなうて憲兵は、全国三〇分隊一、五〇五に増強され都市を重点として東京府下だけでも四八か所に屯所を設けた（田崎治文『日本の憲兵』）。

軍隊がその目的である対外戦争と革命鎮圧を分業し、国内に備える任務は一応憲兵警察に任せることにした。この兵制改革は一面からいえば軍隊の規格化、画一化の完成であった。

西南戦争で小銃ですら各国製を使用し、編成訓練も区々別々で、統一指揮の点でも弾薬補充の点でも大きな欠陥を暴露したのである。

改革の主要項目として、軍隊の編成を、師団・旅団・連隊・大隊・中隊・小隊とするロシア陸軍にならった整然たる編成に統一し、装備兵器を一八八式村田銃をもってはじめて現役予備後備を通じて一貫装備を完成し、砲兵も七サンチ野山砲による画一装備がはじめて成った。これを保障したのは、いうまでもなく官営軍事工業の整備と発達であった。

八八年のロシア操典にならった『歩兵操典』を一八九一年（明治二四）に発布し、ここに全面的なロシア訓練をもってする統一が行なわれた。このような規格化を可能ならしめた基礎は、日本資本主義の発展にともなう兵器工業の確立である。

なかんずく東京砲兵工廠の整備によって、八五年度から年産三万挺の製造能力をもつことができ、いまま

で使用していた外国小銃を一八年式村田銃によって駆逐したこと、同じく八四年ごろから大阪砲兵工廠の整備によって制式七サンチ野山砲の国産がはじまり、八七年（明治二二）度までに全砲兵の装備が完了した。

（小山弘健『近代日本軍事史概説』）編成装備訓練の統一を必須の条件とする近代軍隊として、日本陸軍はここにはじめて確立したといつてよい。

海軍力整備 明治政府の軍事力創設にあたって対外防衛という意味からは、海軍の重要性はつとに明らかで戦争準備 まであったが、一八六八年（明治元）八月旧幕府の海軍副総裁榎本武揚が、八隻の軍艦をひ

きいて品川沖から脱走、函館五稜郭に抛り、これにたいし政府側は、薩摩、佐賀などの諸藩の軍艦を主力に、翌年五月函館に迫り、榎本武揚と交戦した。榎本以下の降服によって、その軍艦を収め、各藩献上のものとおわせて、新政府の海軍が発足したのであるが、戊辰戦争終了時におけるその勢力は、各藩所有艦を合わせ、軍務官所管下のものは旧式小型艦一六隻にすぎなかった。各藩は、藩の実力を保持するためには海軍を維持する必要はさしてなく、またその経費の負担にも堪えられなかった。幕府海軍は諸藩の海軍にくらべ圧倒的に優勢であり、これを引きついだ新政府の海軍は、はじめから小さいながらも統一海軍たりうる条件を備えていたのである。

廃藩置県にさいして、各藩の海軍はすべて中央に集中されることになったが、それにも大きな障害はおこらなかった。一八七二年（明治五）兵部省の廃止により海軍省は独立一八八九年（明治二二）条例の改正により海軍参謀部は、陸軍将官である参謀総長の下位におかれていた。

海軍軍令部の設立により軍令機関が独立し、かつ陸軍と同格の地位にまで向上したのは、日清戦争を控え

た一八九三年（明治二六）のことであった。

兵力の整備についても海軍は陸軍におくれていた。佐賀の乱および征台の役にさいして、軍艦の必要を感じ、一八七五年（明治八）甲鉄艦一隻（扶桑）・鉄骨木皮艦二隻（金剛・比叡）をイギリスに注文し、七八年竣工したが、新鋭艦建造のはじめという程度で、大きな整備は行なわれなかった。

一八八三年（明治一六）最初の大規模な建艦計画が開始された。対清国戦争を予想したものといえる。この計画は、大艦六隻（うち五隻新造）、中艦一二隻（うち七隻新造）、水雷艦一二隻、計四二隻（うち三二隻）を八か年計画で整備しようとするもので、八三・八四・八五の三か年間に大小一二隻が購入または建造に着手された（松下芳夫・伊豆公夫『日本軍事発達史』）。

ようやく明治政府の財政が、こうした建艦を可能にするようになったといえるが普通歳入では到底この建艦費をまかなうことができず、八六年度には海軍公債一、七〇〇万円を起こし、また既定の計画を変更せざるをえなかった。八八年（明治二一）西郷海相は第二期拡張案を提出し、五か年計画で四六隻の建艦をはかった。

清国との対立が進み、とくに清国海軍の増強は烈しかった。西郷海相の案は財政上いれられず、秋津洲・大島の二艦にとどまった。九〇年樺山海相も西郷案を継承し、軍艦七万トンの新造計画を立て、結局、吉野・須磨・竜田の三艦をふくむ五三〇万円が第一議会で承認された。

さらに軍艦二隻の建造を第二、第三議会に提出したが否決された。政府と民党の対立の頂点がこの建艦案にあったことは周知のとおりである。

第四議會に仁礼海相は、甲鉄艦二隻以下の建造案を提出、いったん否決の後、詔勅降下により富士・八島の二艦がようやく決った。これは国家の運命をかけるほどの強い気構えを示していた。

開戦にあたっての日清兩國の軍事力は、その外見と内容実質においては、大きな差異があった。

清国軍は、巨大な陸軍と、新鋭巨艦を中心とする海軍を有していたが、その実質においては大きな弱点をもっていた。陸軍は、清朝創始以来の八旗、経営が格式を誇っていたが軍事的価値はほとんどなく、これに對し勇軍・練軍の二種は、太平天国の乱の平定に際し新設された新編成の軍隊で、一応の戦力をもっていた。勇、練兩軍は歩兵、騎兵の二兵種より成り、砲兵は歩兵の中に含まれていた。編成の基礎単位は營（大隊にあたる）で定員五〇〇人とされているが欠員が多かった。

開戦時の兵力は、歩兵八六二營、騎兵一九二營、総兵力三五万、開戦後の募集兵を加えて六〇万の兵力をもったというが、新募未熟の兵が多く、近代陸軍としての編成には遠いものであった。

陸軍の兵器は、ほとんど旧式のものであり、新式兵器は欧米諸国よりの輸入にたよっていたが、種類がちまちで一營内の小銃すら雑多なものが混在しているありさまであった。

主なるものはモーゼル銃であったが、そのほかスナイドル・レミントン等で弾薬の補充については難点があった。海軍は、北洋、南洋、福建、広東の四水師があったが、そのうち外洋での戦力たりうるのは北洋水師であって、軍艦二隻を有し、その内には定遠・鎮遠の二甲鉄巨艦をもち、そのほかに広東水師の広甲・広乙・広丙の三艦が戦争に参加した。

この艦隊は隻数トン数ともわずかに日本艦隊を凌駕し、またその中級艦の大きさ、砲の大きさもまさった

が艦隊全隊としての平均がとれず、速力においても日本艦隊に劣っていた。

日本軍の開戦時の兵力、近衛および第一内至第六師団で、西洋式の野戦師団の編成に統一されていたことは前述のとおりである。動員兵力は一二万で、すべて訓練された兵であった。装備兵器は前述のとおり小銃は村田銃であり、一八八四年（明治一七）村田砲兵中佐によって改良されたもので、日本人の体格に適するよう軽快なものとし、口径一一ミリ最大射程二、四〇〇メートルとなった。

この外、近衛、第四兩師団は、開戦の年から装備された新式の村田式連発銃をもっていた。砲兵は依然旧式の青銅砲を主体としていたが、その点では清国軍も同様であった。

海軍は、前述したように戦争に備えて鋭意補強したもので隻数、トン数に劣るとはいえ、均整のとれた艦隊編成をとっていた。二八隻の軍艦で五万七六〇〇トン、ほかに水雷艇二四隻を有し、速力において清国海軍にまさり、大艦巨砲に乏しいとはいえ、新式の速射砲を装備していた。

日清戦争 一八九四年（明治二七）五月四日韓国東学党、全羅道・忠清道で蜂起、六月一日韓国建議、の勃発 清国袁世凱に援兵を要請、六月二日清国出兵の際は日本も出兵と閣議決定、六月七日清

国、韓国の出兵要請を受諾と通告、六月一〇日大島圭介、海軍陸戦隊四〇〇余名を率いて京城に到着。七月二三日大院君を擁し景福宮に入る。二五日大院君、牙山駐屯軍清国兵の撤退を大島公使に一任、一八九四年（明治二七）七月二五日、戦端はまず宣戦布告に先だつ奇襲によって、日本海軍から戦端は切られた。

同日豊島沖で清国海軍の一部を破り、ついで同二七日、成歓、牙山で先遣の大島混成旅団が、ほぼ同数三、〇〇〇の清国軍を破って陸軍の火ぶたを切った。七月二九日大島混成旅団牙山を占領。

一八九四年（明治二七）八月一日、清国に対し宣戦布告。大本営はまず第五師団、ついで第三師団を朝鮮に輸送した。これに対し清国も兵力を朝鮮に進めた。九月一日、いっせいに平壤攻撃を開始することにし各隊それぞれ所命の行動についた。九月初旬の朝鮮はなお炎熱焼くがごとき天候で、しかも道路は険悪で行軍も思うにまかせず、谿谷の間を跋涉して非常の辛酸を嘗め、いたる所で敵の抵抗をうけながら進んだ。朔寧支隊は最もけわしい山路を越え、九月五日までに新猪に達し、ここにどまって隊伍を整え、前進の準備をした。

この間、酷暑のために日射病で倒れるものが続出した。準備整って再び前進を開始、途中撃破しつつ一日には成川において、敵の歩騎兵二、〇〇〇と戦い、これを破って敗敵を追ひ、ついに元山支隊と合流し、東から大同江を渡って平壤の背後に出、清国軍の退路を遮断する体勢をとった。元山支隊は、九月一日に元山を出発し、陽徳に向かったが進路は同じく険悪で、行く行く工兵隊が道を拓き、橋を架け、敵と戦うに先立って、日夜まず悪路と戦わざるをえなかった。そのうえ豪雨の道路がまったく泥沼と化し、四日になって陽徳に達することができた。

一日大同江の左岸に達した。大同江は濁流が渦巻き、将兵の心を寒からしめた。翌日渡河に成功。その夕刻朔寧支隊との連絡ができ攻撃計画を通報した。進んで順安を占領。翌一日には、平壤の背後坎北山に迫った。兵站機関がまだ整備されていなかったため、炎暑のなかで糧食に苦しみ、野津師団長さえ米食を食うことができなかった。

九月一四日夜、平壤攻略の体勢は、ほぼ整えられた。明くる一五日、朝まだきから、全隊をあげていっせ

いに攻撃に移った。

正面より進んだ大島混成旅団は船橋里で頑強な敵の抵抗を受け、戦況は全く進展しなかった。しかし、旅団の任務は敵を牽制することにあつたので、この苦境のうちにも健闘して、敵をひきつけることに成功した。

その間朔寧支隊および元山支隊方面の戦況は有利に進展し、平壤の背後から突入、奮戦の結果、朔寧支隊は午前六時ごろには、金城鉄壁の牡丹台の險要を占拠し、ここに砲を移して、直下に敵を猛射した。元山支隊佐藤正大佐は部隊が攻撃を起こすと朔寧支隊と連撃し、敵の背後に回って次々に堡壘を占拠し、午前七時ごろには平壤北方一帯の高地における堡壘線をことごとく攻略することに成功した。

ついで密台に攻撃を集中したが、その前に玄武門があつて、これを突破しなければ前進ができない。三村中尉の指揮する一六名の突撃隊は、玄武門によじのぼろうとしたが敵はこれに全弾を集中し、進退はほとんどきわまつた。この時原田重吉は同僚太田政吉とともに一二メートルの高さから飛び下りて、その玄武門を開き、三村部隊を招じ入れた。これが有名な「原田重吉玄武門破り」である。

清国軍は、なお十分に日本軍に抵抗できるのに、突如として降伏を請うたのである。不審に思った立見少将は「ただちに城門を開き降伏の実をしめさなければ、たとえ白旗をかけたても、なんの効もない」と宣告させた。ちょうどその時大雨があり、暴風雨も加わって敵兵の識別すらできない。城将は「この天候では行動が不可能であるから、明朝開城するであろう」という、立見はこれを謀計と受けとった。

「これは敵の計略である。彼等は今夜この風雨に乗じて、恐らく逃げるであろう。我々はこれに備えなけ

ればならない」と退路に兵を伏せた。「この時野津師団長から師団は今夜現在地であつて夜を徹し、明払曉を期し、全力を以て攻撃せん」という命令があつた。

はたせるかな、立見少将の見破つたとおり、敵は夜陰に乗じて、大華城を脱出して北走をくわだてた。待ちうけた日本軍は、いっせいに射撃を加えたが、多くの者がのがれさつた。この逃走を封ずるため日本軍は一六日午前零時から、全線をあげて突撃に移つた。

ところが城内には敵兵はきわめて少なく、午前三時三〇分、日本軍は四方から城内になだれ込み、ついに平壤を陥れたのであつた。

日本軍の戦死者一八〇人、負傷者五〇六人にたいし、清国軍の戦死者は左宝贵以下約二、〇〇〇人、捕虜六〇〇人、負傷者無数であつた。戦利品は野山砲二九門・機關銃六門・小銃一、一六〇挺・彈藥・糧秣・馬匹など無数であつた。とくに糧米二、九〇〇余石と雜穀二、五〇〇余石は、その後当分師団の給養に大いに役立つた。

この勝報は一六日の深夜、広島の大本營にたつしたが、明治天皇は、一七日の御前會議のおり左の勅語を賜わつた。

「朕本營ヲ進ムルノ初メニ當リ、我軍大ニ平壤ニ勝ツノ報ニ接シ、深ク將校下士卒ノ勤勞ヲ察シ、速ニ特偉ノ功績ヲ奏セシヲ嘉ス」

黄海戦の勝利も、同様の理由でもたらされた。定遠・鎮遠の大艦を擁し、大口徑砲を備えた清国海軍の方が、一応優勢を予想されていた。

一応近代軍事工業のうしろだてのある日本軍の方が、新旧雑多で不統一な清国軍を圧倒したのであった。

この戦争では佐倉連隊は、第二軍に属し、金州・旅順・大平山・田庄台等に転戦した。

軍部ははじめて、日本軍の実力に対する自信をもったといってもよい。しかし勝敗をわけた原因は、前述のように日本軍の利点よりも清国軍の欠点であった。日本軍にも大きな問題があった。

この戦争で、後の台湾占領をふくめ、日本軍の損害は死者一万七、〇四一人、そのうち実際は一万一、八九四人が病死であった。後方とくに補給、衛生などの施設において、日本軍の欠陥は非常に大きかった。金州半島でも寒さは凍傷者、凍死者が続出し、馬すら凍斃する実情で馬匹一万一、五三二頭が凍死、撲殺、または失踪している。

軍費は臨時費として約二億四七万五、〇〇〇余円。そのうち陸軍は約一億六、四五二円、海軍費が三、五九〇万円であるが、これは清国から得た償金で、ほとんど補填することができた。清国は俘虜一、七九〇名を出し、火炮五九二門が鹵獲された。

このほかの損害は、明記されていないので判らないが、恐らく我軍の数倍にのぼるだろうと思われる。

日清講和 清国全權李鴻章は旅順に鎮で乗り入らんとする途中兇漢のピストルにより負傷し入院、かの成立 わって講和全權大臣李経芳と交渉し、日本側は伊藤博文が全權となり、四月一日日本側全

権は講和条約案を清国側に示した。李鴻章は長文の覚書を出した。内容はきわめて抽象的であった。四月九日清国側は一つの修正案を提出したが、これは談判をひきのばすため、その間北京政府と打合せ、交渉の責任を政府に転嫁しようとするものであった。

このようにして伊藤全権に条件の軽減を求めたけれども伊藤全権は断固としてこれを拒絶した。

日本側の強腰には、清国の暗号電報が解読されたことであつた。

さて締結された条約のあらまは、朝鮮独立の承認、遼東半島、台湾全島およびその付属島嶼ならびに澎湖列島の割譲、軍事賠償金として庫平銀二億両の交付、沙市・重慶府・蘇州府・杭州府の開市・それに揚子江の航路に関する特権などである。これを下関条約という。

三国干渉と 下関条約調印から七日目の四月二三日、在東京の露・独・仏三国の公使が、外務次官林董

遼東還付 を訪ね、「日本が遼東半島を所有することは、東洋の永久平和に害があるから、速かにこ

れを放棄すべきである」と勧告した。かねてより予期しないこともなかった干渉ではあったが、三国が提携した形になったのは、少し意外であつた。

林次官はただちにこれを広島で伊藤首相と舞子で病氣療養中であつた陸奥外相に、電報をうって指示を請うた。

三国干渉

下関条約が発表され、ついで独・仏両国との提携ができると、ロシアは猛然と仮面をかながらすて、その侵略的意図をむき出しにしてきたわけである。露仏同盟に危険を感じて

いたドイツが、この機会に露仏の仲間入りをしたということである。
ロシアとしては、ヨーロッパに後顧の憂いがなくなつたので、猛然干渉の鋒を向けてきた。当時日本各港に停泊していたロシア軍艦に対し二四時間以内にいつでも出港準備をなすべしと命じたり、急に予備兵五万を招集してウラジオの東部シベリア総督の管下を集めたり、またウラジオを臨戦地区とみなしという命令を

下したりした。

広島にいた伊藤首相は三国干渉の報告をうけると五月二五日に御前会議を開こうと舞子にいた陸奥外相に打電して、その意見を求めた。陸奥は、御前会議をしばらく延ばし、三国に別々に交渉してはどうか、という意見を述べた。伊藤はその意見を容れず、二五日予定どおり御前会議を開いた。列席者は伊藤首相、山県陸相、西郷海相の三人と大本營高等武官だけであつたが、席上この際採るべき三つの案を提出したが右の三案につき、あらゆる点から慎重な討論をつくしたが、当時遼東半島にいた日本の出征軍は、全国の精鋭をえりすぐった部隊であり、艦隊の精鋭もまた澎湖島にいたため、国内の陸海軍備はほとんど空虚にひとしかつただけでなく、前年来の戦闘で、艦隊は兵員、軍需品ともに疲労、欠乏を告げていた。

もし今日にでもヨーロッパの連合艦隊、少なくともロシア艦隊だけでも戦火を交えるような事態になれば、とても成算は望めない状態であつた。だからこの際新たに列強を敵に加えることは、断じて得策ではないという理由から、第二案の列国会議を招請して遼東半島の問題を処理するを、採ることに決定して御前会議を閉じた。

伊藤首相は二六日陸奥外相を訪ね陸奥の病床で協議した。このときの陸奥の意見は強硬だったが、結局三国に対しては譲歩し、清国にたいしては、一步も譲らない決心で直進せよ、という案に到達した。

遼東半島

野村靖はその夜舞子をたつて広島に赴き、これを天皇に申し上げた。

還付

四月二七日、天皇は広島を出発して、京都に遷られた。五月四日、京都で、伊藤・松方・西郷・陸奥・野村の諸相および樺山軍令部長が相会し、遼東半島を還付することに決定した。これに天皇の

赦可を得、五日の早暁、三国に対して、それぞれ電報で遼東半島還付を告知した。

日本は三国の武力の前に屈したのである。しかしこのときの陸奥外相の外交官としての態度はじつに水際だつて立派なものであった。

三国干渉が起ると、国民の驚愕は、まさにその極に達した観があった。

遼東半島還付の詔勅、五月一〇日、天皇は詔勅を下されたが、日本近代史において特記すべき詔勅である。こうしてわが国民は万斛の涙をのんで遼東半島を還付することとなった「臥薪嘗胆」の声が、これよりようやく熾烈となった。このときから日露戦争までの一〇年間は、まさに臥薪嘗胆の期であった。

近代日本史上、この時期ほど民族的意識の発揚した時期は、他に見当たらない。屈せられたものは、伸びなければならぬ。伏せられたものは、立ち上がらなければならぬ。

日清戦争からのちの一〇年は、日本民族の興起の姿を、日本歴史のうえに、明らかに想起させるのである。

大本営および

陸海軍の凱旋 天皇は京都に滞在約一か月した後、五月二九日京都に出発、同夜静岡にご宿泊、翌三〇日に宮城にお帰りになった、しかし大本営は、その後も存在し、翌明治二九年（一八九六）

三月三十一日をもって解散した。

開設以来約一年一〇か月であった。

征清大総督小松宮彰仁親王は、五月一八日旅順を出発、同月二二日京都に凱旋、ついで大本営とともに東京に帰られた。こうして各軍司令部、各軍隊も、つぎつぎに凱旋したが、第四師団はとどまって遼東半島の

守備に任じ、近衛師団は新領土台湾の平定におもむき、ついで第二師団もまた、台湾平定の任に服した。

一八九五年（明治二八）五月佐倉歩兵第二連隊は威海衛守備のため再び大陸にわたり東京青山の駐屯を経、一八九九年（明治三十二）佐倉に帰還した。

この戦争の忠魂碑は東金市八鶴湖畔の東金忠魂碑向って右に根深石で篆額^{せんがく}は参謀総長陸軍大将彰仁親王書、陸軍少将男爵西寛二郎撰、勅選議員金井之恭書、荒井美精刻で、山武郡在郷軍人会の人達によって建立されている。

一八九六年（明治二九）九月建立であり、旧片貝村戦病死三名、旧豊海村戦病死一各、旧鳴浜村戦病死一名である。この方々の氏名と出征者と内地守備者名簿に記載してある。この忠魂碑の背面に戦没者と出征者と内地守備者の町村別に氏名が刻まれている。出征者旧片貝村三八名、旧豊海村二三名、旧鳴浜村二四名である。

その三 日露戦争と郷土

陸海軍の 日清戦争直後の第九議會一八九五年（明治二八）十一月より翌九六年三月までで同年度から軍備の増強 陸海軍とも、対露戦争に備えた大規模な軍備拡張計画を実施することが可決された。

陸軍では第七から第一二までの六個師団および騎兵二旅団、砲兵二旅団を新設する計画であった。これはさきの山県案とは異なり、師団数を増加することで大陸作戦に備えようとするものであった。

このうち第七師団は北海道屯田兵の改編であり、第八ないし第一二師団はまったくの新設で、これによっ

陸軍の平時編成は、歩兵二旅団（四連隊）砲兵一連隊を基幹とする一三個師団となった。新設師団は一八九七年（明治三〇）から三か年間にほぼ設置を終えた他の騎兵、砲兵各二旅団、鉄道一大隊もとのい、日露戦争前の一九〇三年（明治三六）には全兵力、歩兵一五六大隊、野戦砲兵一〇六中隊（一中隊六門）工兵三八中隊が整備された。

これらの各部隊の装備も、格段の進歩をみた。歩兵および工兵は、三〇年式歩兵銃を、騎兵および輜重兵は三〇年式騎銃を統一して装備し、戦時動員する後備兵には、村田式連発銃を装備することとした。また砲兵は駐退砲架の連射砲である三一年式野砲および山砲に統一された。海軍の場合も、戦後はじめて世界一線級の軍艦を備えようとする大規模な拡張計画をたてた。日清戦争の勝利で、清国軍艦鎮遠以下一一隻を手に入れ、この他戦時中に購入した富士・八島の二戦艦があったが、これでは到底西欧一流海軍に伍しているロシア艦隊との均衡がとれないので、一八九六年（明治二九）度から、大小艦艇三九隻を建造しようとする第一期拡張計画をたて、第九議會で可決された。

同じく第一〇議會では、この拡張案とさらに修正増加した第二期拡張案が可決された。この建艦計画は、一八九六年から一九〇五年（明治三八）にわたる一〇年間で、甲鉄戦艦四隻、一等巡洋艦六隻、二等巡洋艦三隻、その他三等巡洋艦二隻、水雷砲艦三隻、水雷母艦兼工作船一隻、駆逐艦一二隻、一等水雷艇一六隻、二等水雷艇三七隻、三等水雷艇一〇隻合計七四隻、他に雑船五八四隻、艦船名（略す）を建造しようとするものであった。

この経費総額二億一、三二〇万円、日清戦争の全戦費に匹敵する巨額であった。この計画は、対露情勢の

緊迫とともに早められ、予定より早く一九〇二年（明治三五）にはほぼ全部の竣工を終えた。

実際に建造されたものは最初の計画とはやや異なり、戦艦、一等、二等巡洋艦は計画どおり、三等巡洋艦は三隻、水雷砲艦は一隻、水雷母艦はつくらず駆逐艦は二隻の二三隻、結局合計一〇六隻を建造した。

戦争の経過

一九世紀以来列強は帝国主義時代にはいり植民地の獲得にのり出し、アフリカ、太平洋諸島の分割を完了した列強は、日清戦争で弱体を現わした清国に迫って、租借地など各種の權益を獲得した。この状況に憤激した清国民衆は外人排斥を叫んで、一九〇〇年（明治三三）五月一日山東省の義和團など各地で乱を起し各国はこれを鎮定を理由に多くの軍隊を派遣し、三国干渉後、旅順、大連を租借したロシアの満州への兵力派遣は活発で、大兵を増派し、その占領を確実にした。同年六月一日福島安正の率いる臨時派遣隊が清国へ出発する。

列国海軍陸戦隊、同年六月一七日大沽砲台を占領、第五師団に同年六月二十九日に動員令下る。同年八月一日列国連合軍、北京占領一九〇一年（明治三四）一月六日シベリヤ鉄道ウラジオストクまで開通ロシア南滿鉄道を經營する、一九〇二年（明治三五）一月三〇日日英同盟締結され、参謀本部も真剣に對露作戰を研究しはじめた。

一九〇〇年（明治三三）の参謀本部の計算では極東駐屯のロシア軍兵力は歩兵四八大隊を中心とするものに過ぎず、モスクワよりハルビンまで一軍団を輸送するには七七日を要し、また鉄道、水路および地方物資でロシアが極東で給食しうる兵力は二〇内至二四万人にすぎないというものであった。

一九〇一年（明治三四）には東清鉄道はほぼ完成し、全線の完成は一九〇三年（明治三六）頃と予想されるに

いたり、彼我の戦略関係に大きな変化を生じようとしていた。また満州駐屯のロシア軍の兵力もしだいに増強される形勢にあり、いっぽう日本軍の兵力は一九〇〇年（明治三三）に一応日清戦争後の拡張計画を達成し、その後大きな変化はなかった。そこで軍部としては、戦略上の見地に立てば、開戦の期日は早いほうがよいという立場をとるようになった。

一九〇三年（明治三六）四月、ロシアは満州撤兵第二期の約を踏まず、鴨緑江畔への軍隊の活動も活発になるなどの情勢が生まれた。

前述のよう極東で利用できる戦闘員は二五万内外であろうから「之ニ対シ我ノ海外ニ使用シ得ヘキ戦闘員ト殆ト相等シ」ト少クトモ終始対等ノ兵力ヲ以テ戦ヲ交フルノ望アリ」というのが敵陸軍兵力の計算であった。

また極東にあるロシア艦隊にたいして日本海軍は優勢を持しているけれども、三月なかば到着予定の増加艦隊が到着すれば、彼我の勢力関係は逆転すると判断した。

このため、日本軍の作戦計画は、まず海軍はロシアの太平洋艦隊を求めてこれを撃破し制海権を獲得する、陸軍は第一期において、三師団よりなる第一軍を韓国にすすめてこれを占領し、鴨緑江畔にすすめる。

ついで三師団強よりなる第二軍を遼東半島に上陸させ、第一軍と呼応し遼陽に向かい作戦し、これを占領する。旅順要塞はこれを監視するか攻撃するかは状況によってきめる、別にウスリー方面を支作戦とし、一師団をこれにあてるというものであった。

これに対しロシア軍は、開戦当初の日本軍のほとんど二倍の優勢を示し、かならず進んで攻勢をとるであ

ろうから、決戦を避けてその前進を遅滞させ、これを北方に誘致し、この間ヨーロッパから増強する兵力を合せて遼陽付近で決戦を行なう。もし状況が有利にすまなければ、さらにハルビン付近で一大決戦を行なおうとするものであった。この情況判断と作戦計画で、日本軍は、ロシア軍の兵力集中について大きな認識をおかした。すなわち、現地の給養力は予想以上に大きく、またシベリア鉄道の輸送力も非常手段により増強され、実際にロシアが満州に集中した兵力は予想の三倍にも達し、日本軍の補給力、とくに陸上のそれが不備で、遠く北方への前進には大きな困難があったのである。戦争の経過は、日清戦争とはくらべものにならない苦戦の連続であった。

当初の韓国に対する作戦は、ロシアがまじめな抵抗を放棄したため順調にすすんだ。

二月九日、宣戦布告に先立って仁川沖で海軍がロシア軍艦二隻を沈め、また八日以来旅順軍港に対する強行閉塞をくりかえし、閉塞そのものは失敗したが、ロシア艦隊を港内に釘付にして、一応の制海権をにぎった。

一九〇四年（明治三七）二月一〇日、ロシアに対し宣戦を布告する。この間韓国に上陸した第一軍は、五月一日、鴨綠江畔の転戦ロシア軍東部支隊を破って九連城・安東一帯を占領した。ついで第二軍は、五月五日、塩大澳に上陸し、金州半島の咽喉部にあたる南山のロシア軍陣地に対する正面攻撃を行った。

兵力において三倍、海上よりの援護砲撃をしてもこの戦闘は、はなはだしい苦戦で僅か一日の戦闘で四、三〇〇名の死傷者を出し、ともかくも南山を占領、旅順を孤立させた。日清戦争の全死傷者に匹敵する損害を、僅か一日一地点の戦闘で出したことは、日本軍を愕然とさせたのであった。

ついで第一・第二軍の中間大孤山に独立第一〇師団を上陸させ、六月六日第三軍を編成して旅順要塞の攻囲にあたらせ、第二軍は北進して得利寺の遭遇戦に勝った。七月中旬大山巖総司令官、児玉源太郎参謀長の満州軍総司令部が戦地に到着し、独立一〇師団を増強して第四軍を編成、八月末より遼陽のロシア軍陣地に對する攻撃を開始した。

激戦一週間、ロシア軍の指揮の混乱、第一軍の側背進出からロシア軍は退却したが、日本軍も死傷多数、砲弾欠乏から戦場に停止して追撃ができなかった。この戦闘の兵力、日本軍一三万五、〇〇〇、ロシア軍二二万、死傷は日本軍二万三、〇〇〇、ロシア軍二万であった。

この直後八月一〇日旅順を脱出しようとしたロシア艦隊と東郷平八郎の連合艦隊とは黄海の海戦を戦い、ロシア艦隊は損傷多く旅順に遁入、以後出撃をしなかった。ついで八月一四日、上村彦之丞の第二艦隊は、蔚山沖でウラジオストックにあったロシアの少数艦隊と戦ってこれを破り、制海権は完全に日本軍のものとなった。

遼陽会戦後、沙河の線をはさんで停止した両軍のうち、ロシア軍は新鋭兵力を加えて攻勢に転じ沙河の会戦となったが、結局その攻勢は成功せず、以後沙河の滞陣のまま冬営に入った。この間、旅順要塞の攻囲をめぐらした第三軍は、八日第一回の総攻撃を行なったが、敵の守が固く失敗に終り以後も、ヨーロッパより回航のロシア艦隊に對する顧慮から要塞の早期占領を望んだ海軍は、六月一九日東郷連合艦隊司令長官は、第三艦隊司令長官片岡七郎に命じて陸戦重砲隊を組織させ片岡中将は命をうけて三重砲隊を組織して海軍中佐黒井梯次郎を以て之が指揮官とした。六月二七日青泥窪に上陸して、七月一日攻囲軍司令官の麾下に入

り、同月二六日曉霧を破って王家屯南方高地の敵に向いその第一砲を放ち以来毎戦闘に於て其威力を発揮し、八月六日新米の巨砲を加えて更に之を拡張し西海岸に陣地を設け、土城子の南方火石嶺にその主力を置き、其他旅順街道の左翼、郭家屯附近等の各地に配列し、威風堂々一大威力を示さうとした。

時まさに八月七日砲口を離れて旅順の市街に飛び、二発三発、終日に亘り射撃が行なわれ、海軍貯油所、及び木材会社等は火災を起し、其他戦艦レトウイザン等は多大の損害をうけ、九月一九日の総攻撃には敵の各砲台を攻撃し、砲声は殷々として天漠為めに裂け地軸為めに砕けるようであった。

頑強な敵も我が威力にはかなわずクロバトキン砲台をはじめ、水師營南方の四個の堡壘一七四高地・東南二個の堡壘等は悉く占領することができたが、ひとり二〇三高地は死守して退かず、一二月五日ようやくこれの占領によってようやく港内を俯瞰し砲撃できるようになって、翌一九〇五年（明治三八）一月一日これを降服させた。半年間の攻城に、参加兵員一三万、じつに五万九、〇〇〇の死傷を出した。

一九〇五年（明治三八）一月一日旅順のロシア軍降伏し、同年一月二日、「ステッセル將軍」が告別の辞をかねて部下に告示せる中に『斯く長日月に亘りて、艱難辛苦に耐へたる者は、我露国皇帝陛下の、勇将猛卒たる卿等に外ならず、卿等は末だ曾って戦闘に使用せられたる事のなき、十二吋爆裂弾の猛烈なる砲撃に堪えたり、十二月二日、我勇将「コンドラチェンコ將軍」を、他の八名の勇士とともに斃したるも該砲弾にして、此の十五乃至三〇ブードの重量ある砲弾に対しては、実に何等の掩護物、何等の隠蔽物も、其効絶へてあらざるなり』

かくの如く開城の原因は二〇三高地の陥落と、我巨砲の威力と、壊血病の蔓延によるものであると云って

いる。

冬營中の北方戦線で、ロシア軍は、第三軍の機先を制しようとして、一月末その第二軍一〇万をもって日本軍の左翼に向つて猛烈な攻撃に転じ、黒溝台の会戦となつた。雪中の激戦五日間。

ロシア軍一部単独攻勢は失敗したが、これに対した日本軍は当初は第八師団のみにて、九千の死傷者を出した。一師団一戦場の死傷者としては、空前の損害であつた。黒溝台の会戦後、日本軍は第三軍を北進させ、またあらたに鴨綠江軍を編成、一師団をのぞくその全兵力を滿州に集中し、三月奉天を攻撃した。

日本軍戦闘員二四万、ロシア軍三二万、戦争中最大の激戦となつたが、一週間の戦闘のちロシア軍は退却した。戦争中ではじめて、日本軍の包圍作戦が成功するかにみえたが、兵力の不足からこれを逸した。死傷は日本軍七万、ロシア軍は捕虜をふくめて九万に達した。この作戦は日本軍の攻勢の終末点でもあり、以後昌圖・開原の線で停止した。

ロシアは、この間バルチック艦隊を太平洋に回航し、制海権を一挙に回復しようとはかつた。

日本海海戦

一九〇四年（明治三七）一月リバウ軍港を發した艦隊は半年を経て五月末対島水道にかり、旅順陥落後整備と訓練を重ねて待った日本艦隊と、日本海を戦つた。

五月二七日、二八日の二昼夜の戦闘で、ロシア艦隊は完全に壊滅、事実上戦争の決をつけた。日本海海戦における我が損害は駆逐艦三隻、戦死者は将校以下合せて一一六名、負傷者は五三八名であつたが、敵の損害は頗る多く戦艦沈没六隻、捕虜二隻、巡洋艦九隻、内陸沈四隻、ウラジオストック遁入一隻遁乗し、擱岸

破壊一隻、海防艦三隻、捕獲二隻、擊沈一隻、驅逐艦九隻、捕獲一隻、擊沈四隻、武装解除一隻、上海へ向
け逃走途中沈没一隻、行衛不明一隻、ウラジオ通入一隻、仮装巡洋艦擊沈一隻、特務艦擊沈四隻、上海通入
武装解除二隻、病院船抑留二隻、解除一隻、計三八隻、又、俘虜総数は六、一四二人、俘虜以下のみにて二
五四人に達し、中将一人、少将一人、大佐二人、中佐二人、大尉六人、中尉二十七人、少尉候補生一
人、機関士一六人、小主計一人、文官六人である。

対馬海峡で露国第二第三艦隊を殲滅したので五月三〇日連合艦隊司令長官東郷平八郎へ勅語を賜わる。

この日帝国海軍へ勅語を賜わる。

これに対し連合艦隊司令長官東郷平八郎より奉答。又海軍に賜りたる勅語に対しては軍令部長伊東祐亨及
び海軍大臣山本権兵衛より奉答した。いづれも紙面の都合で省略する。

戦争の勝敗 日本軍の有利であったのは、兵士の素質であった。明治維新以来三〇数年間、政府がもつ
の 原因 とも力を注いだ義務教育制度の目標は、忠良なる天皇の兵士の養成することにあつた。戦

争直前の無教育者の壮丁の比率は二〇パーセント台であり、その内まったく読み書き算術をなしえないもの
はまたその半分に過ぎなかった。

日清戦争以来の国民の三國干渉等による戦意の高揚等で士気があがり、損害統出にもかかわらずなお攻撃
を続行する条件となつていたのである。

ロシア海軍は高級指揮の失態と無能力、士官の軍事技術の劣悪、水兵の訓練と能力の不足、とくに遠路回
航してきたバルチック艦隊が、その間士気退廃に陥った事実は周知のとおりである。こうした軍隊の素質と

士氣の差が、個々の戦闘の局面に大きくあらわれたといつてよいが、そのほかにも原因があった。その一つは、地理的な条件である。国力において、また軍事力において日本とロシアとではくらべものにならないほど差があったが、戦場は、終始日本本土の近くであった。補給、輸送の距離の差は、当初の日本側の算定ほどでなかったにせよ、日本にとって有利に作用した。また日本がその国運をかけて全兵力を戦場に投じたのに、ロシアは最有力の部隊は本国にとどめ、素質不良の部隊の一部を戦場に送ったにすぎなかったのも極東という遠い地域での戦争だったからであった。また兵器装備についても日本軍は一応画一化に成功しており、その点ロシア軍は不統一な弱点をもっていた。とくに海軍においては日本艦隊の主力が、ことごとく日清戦争以後の一〇年間に於いて建造されたものであり、速力においてまさり、砲力においても均整がとれていたのに、ロシア艦隊は老朽艦を多くまじえ。速力も不揃いで、艦隊行動においては日本海軍にひけをとっていた。さらに火薬の威力においても、日本がまさっていた。

勝敗の原因は、ただそのまま戦争の勝敗の原因に結びつく訳ではない。海戦の勝利はともかくとして、主戦場となった満州平野には日本陸軍は可能ながぎりの兵力と資材を注ぎ込んで余力がなかったのに、ロシアはその大陸軍の一部しか使用していなかったのは周知のとおりである。奉天戦後、日本軍の戦力は尽きたのに、ロシア軍の増強はますます盛んで、彼我の力関係は逆転しつつあった。

日本軍が戦闘の勝利を収めたこの時期にともかくも戦争を終結させたのはロシア国内に起こった革命と、極東をめぐる帝国主義強国間の利害関係にはかならなかった。

一九〇五年（明治三八）六月九日アメリカ大統領ルーズベルトが講和を提議する。日露両国はこれを受けて

同年（明治三八）八月一〇日より、アメリカ東部ヴァージニア州ポーツマスにおいて日露戦争講和条約が始まり、我が首席全権は「小村寿太郎」ロシア首席全権は「ウイッテ」で締結の内容は、我國の韓国内における權益の確認、ロシアの滿州撤兵、滿州、関東州の租借權及び長春、旅順間の鐵道の我國への譲渡、樺太南半の割讓等が同年九月五日調印された。

同年一〇月二三日横浜港外で凱旋大觀艦式を行ない。

一九〇六年（明治三九）四月三〇日、陸軍は青山練兵場で凱旋大觀兵式を行ない一〇〇個連隊の軍旗が参加した。郷土部隊佐倉歩兵第二連隊は乃木大将のひきいる第三軍に属して旅順包圍戦に加わり、旅順港の松樹山の奪取を命ぜられた。松樹山砲台は旅順背面本防禦線中旧支那固郭の西端にあって旅順街道の要衝に当り椅子山・家子山・白玉山等の各砲台と相呼応して守るに易く攻むるに難く、ここに於て工兵一大隊をして破壊作業に着手させ、陸軍少将中村覚負傷のため後送され後をつぎて、同中村正雄を歩兵第二旅団長とし突撃の重責に任じた。

予定した攻撃の時期はきた。即ち二月三一日午前八時、外岸左砲の我が山砲は敵の側防禦陣地に向て破壊的砲撃を開始、四七ミリ速射砲亦た暗路内を掃射し、午前一〇時穹密内に工兵は一斉に爆烈裝置に点火、轟然たる音響とともに砲台は炸煙に包まれ、土砂は空中に飛び天日ために暗く、我が突撃隊は煙塵の中を突進し、木田特務曹長は特別選拔隊三七名を引率して、先頭第一に切り入り、ときに一工兵は疾駆して内岸に至り梯子を胸壁に架け、後続部隊を招き、馬場少佐は猛然と胸壁に殺倒、梯子をよじ内部に飛び入り、工兵隊は敏捷に土のうを堆積して防禦工事に従事し、砲兵陣地を構築し、時に馬場少佐は胸壁に立て部下を指揮し

ていたが忽ち敵の一弾をうけ其の後頭部を貫通、少佐は屈せず挽ます尚ほ督励し、咽喉部の敵兵亦た白旗を掲げて米降、全砲臺忽ち我が手に渡った。

こうして一九〇五年一月一日難攻不落を誇った旅順を攻略し奉天の大会戦に参加し、野砲第一六連隊も旅順攻略に参加してこれを開城させ、奉天の会戦にも参加武勲を立てた。同年四月に野砲第一七連隊が國府台に設置され、一九〇八年（明治四二）九月野砲第一五連隊も東京世田谷より國府台に移され、同年に鉄道第一連隊が、千葉郡都賀村に設置され、同年一〇月には同第一大隊が津田沼に置かれ、一九〇九年（明治四二）三月歩兵第二連隊は、水戸に移転し、習志野にあった歩兵第五七連隊が佐倉營所に屯営した。

日露戦争の九十九里町関係の英靈は戦没者名簿に記載した。

（宮崎茂一郎）